

官報號外

昭和四十年四月二十八日

○第四十八回 參議院會議錄第十七号

昭和四十年四月二十八日(水曜日)

午前十時三十五分開議

○議事日程 第十八号

昭和四十年四月二十八日

第一 國會法第三十九条但書の規定による議決に關する件(畜產物価格審議会委員)

第二 國會法第三十九条但書の規定による議決に關する件(蚕糸業振興審議会委員)

第三 國家公安委員会委員の任命に關する件

第四 沖繩及び小笠原諸島の施政権返還に關する決議案(田中茂穂君外五名発議)(委員会審査省略要求事件)

第五 北方領土返還に關する決議案(田中茂穂君外五名発議)(委員会審査省略要求事件)

第六 国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律案(超旨説明)

第七 航空業務に關する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第八 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 森林開發公團法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

案(内閣提出、衆議院送付)
○本日の会議に付した案件
一、請假の件
一、日程第一 國會法第三十九条但書の規定による議決に關する件(畜產物価格審議会委員)
一、日程第二 國會法第三十九条但書の規定による議決に關する件(蚕糸業振興審議会委員)
一、日程第三 國家公安委員会委員の任命に關する件
一、日程第四 沖繩及び小笠原諸島の施政権返還に關する決議案(田中茂穂君外五名発議)(委員会審査省略要求事件)
一、日程第五 北方領土返還に關する決議案(田中茂穂君外五名発議)(委員会審査省略要求事件)
一、日程第六 国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律案(超旨説明)
一、日程第七 航空業務に關する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求める件(衆議院送付)
一、日程第八 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第九 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第一〇 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第一一 行政監理委員会設置法案(内閣提出)
一、日程第一二 行政監理委員会設置法案(内閣提出)
一、日程第一三 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
一、日程第一四 海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)
一、日程第一五 日本国鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)
一、日程第一六 理学療法士及び作業療法士法案(内閣提出)
一、日程第一七 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
一、日程第一八 中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第一九 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第二〇 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第二一 森林開發公團法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第二二 森林開發公團法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第二三 山村振興法案(衆議院提出)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。
去る二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
予算委員 鈴木恭一君
決算委員 前田佳都男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

二
決算委員
鈴木 恭一君

同日科学技術振興対策特別委員会において当選し、理事は左の通りである。

理事 光村 勝助君（松澤兼人君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に

付託した。

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(芳賀貢君外三十二名提出)

沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一

部を改正する法律案(芳賀貢君外三十二名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

農地被買收者等に対する給付金の支給に関する

法律案 大蔵委員会に付託

地方住宅供給公社法案 建設委員会に付託

同日方の内閣提出案を衆議院に送付した
港則法の一部を改正する法律案

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律案

同日本院は衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨答議院に通知した。

農林省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

石虎錄卷之三

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正正

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	農林省設置法の一部を改正する法律
同	自治省設置法の一部を改正する法律
同	高圧ガス取締法の一部を改正する法律
同	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律
同	臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律
同	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律
内閣委員	同日本院は、国立国会図書館の館長に河野義克君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。
同	同日内閣總理大臣から議長宛、防衛庁衛生局長高部益男君(去る二十二日議長承認)を第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
法務委員	去る二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員	佐藤 芳男君
社会労働委員	平島 鍾夫君
商工委員	安井 謙君
運輸委員	井野 碩哉君
同	上林 忠次君
同	八木 一郎君
同	野田 後作君
同	郡 祐一君
同	源田 実君
同	鳥居徳次郎君
同	村松 久義君
同	赤間 文三君
同	小林 英三君
通信委員	

同日議員から左の質問主意書が提出された。	駆留米車北富士演習場の自衛隊使用に関する質問主意書(岩間主意書(山本伊三郎君提出)
同日左の質問主意書を内閣に転送した。	東京都公安条例の運用に関する質問主意書(岩間正男君提出)
昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	地方行政委員 沢田 一精君 社会労働委員 岸田 幸雄君 農林水産委員 鈴木 強君 商工委員 田中 啓一君 通信委員 小林 英三君 建設委員 久保 等君 同 増原 恵吉君 地方行政委員 村上 春藏君 社会労働委員 田中 啓一君 農林水産委員 村上 春藏君 商工委員 久保 等君 通信委員 沢田 一精君 建設委員 増原 恵吉君 小林 英三君 鈴木 強君 同 岸田 幸雄君 同 同 同 日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案内労働法案(八木昇君外十二名提出)	社会労働委員会に付託

西川 基五郎	西田 信一	田中 一	武内 五郎
温水 三郎	野田 俊作	千葉子代世	精 繁夫
野知 浩之	野本 品吉	鶴園 哲夫	戸叶 武
長谷川 仁	林田 正治	豊瀬 稔一	中田 吉雄
林屋 龍次郎	日高 広為	中村 関造	永岡 光治
平井 太郎	平島 威夫	成瀬 輝治	野上 元
藤野 繁雄	二木 譲吾	野々山 一三	野溝 勝
堀 末治	前田 久吉	羽生 三七	林 虎雄
前田 佳都男	松野 孝一	藤田 進	藤出藤太郎
松平 勇雄	三木與吉郎	藤原 道子	松澤 兼人
丸茂 重貞	村松 久義	松本 賢一	松本治一郎
宮澤 喜一	最上 英子	光村 達助	矢山 有作
村山 道雄	森田 夏	安田 敏雄	柳岡 秋夫
森 八三一	森田 夏	山口 重彦	山本伊三郎
森部 隆輔	八木 一郎	吉田忠三郎	大和 与一
谷村 貞治	安井 謙	渡辺 勲吉	横川 正市
山崎 齊	山下 春江	石田 次男	米田 勲
横山 フク	吉江 勝保	鬼木 勝利	浅井 亨
来田 正文	和田 鶴一	阿部 竹松	和泉 覚
阿貝根 登	阿部 長造	北條 南八	柏原 やス
相澤 重明	稻葉 誠一	田畠 金光	白木義一郎
伊藤 顯道	大河原 一次	鈴木 一弘	辻 武寿
占部 秀男	大森 創造	小平 芳平	二宮 文造
大倉 精一	岡田 宗司	鈴木 中尾	白木義一郎
岡 三郎	加瀬 完	村尾 重雄	曾祢 益
加瀬 完	木村祐八郎	市川 房枝	高山 恒雄
久保 等	北村 幡	奥 むめお	佐藤 長年
小林 武	小酒井義男	高瀬莊太郎	基 政七
佐野 芳雄	佐多 忠隆	小柳 重雄	佐藤 尚武
鈴木 寿	鈴木 強	市川 房枝	村上 義一
杉山善太郎	小宮市太郎	高瀬莊太郎	林 壇
小柳 勇	柴谷 要	奥 むめお	
佐野 芳雄	佐多 忠隆	高瀬莊太郎	
鈴木 寿	鈴木 強	小柳 重雄	
沖縄及び小笠原諸島の施政権返還に関する決議案	参議院議長 重宗雄三殿	沖縄及び小笠原諸島の施政権返還に関する決議案	

○山本利壽君　ただいま議題となりました、自由民主党、日本社会党、公明党及び民主社会党の四派共同提案にかかる、沖縄及び小笠原諸島の施政権返還に関する決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

沖縄及び小笠原諸島の施政権返還に関する決議案

沖縄及び小笠原諸島の施政権の早期返還は、現地同胞はもとより全国人民あげての宿願であるにもかかわらず、米国の施政下に置かれるごとに二十年いまだおその実現をみていないことは遺憾である。

よつて政府は、さきに本院が行なつた沖縄及び小笠原諸島の施政権回復に関する決議ならびに琉球政府立法院が行なつた過去十二回にわたる施政権の返還、祖国への復帰要請の決議を尊重し、現地同胞の熱烈な祖国復帰の願望にこたえ、すみやかにその実現について最善の措置を講すべきである。

右決議する。

「山本利壽君登壇、拍手」

○山本利壽君　ただいま議題となりました、自由民主党、日本社会党、公明党及び民主社会党の四派共同提案にかかる、沖縄及び小笠原諸島の施政権返還に関する決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

申すまでもなく、沖縄及び小笠原諸島に対し、日本が潜在主権を有することは、サンフランシスコ平和条約会議の席上、ダレス米国代表の演説により明確にされ、その後も、数次にわたる日米両国首脳の共同声明において確認されてまいったのであります。さらに、昭和三十七年三月十九日に発せられたケネディ前米國大統領の声明においては、「琉球諸島は日本本土の一部であり、……極東における安全保障上の利益が、これを日本の完全な主権のもとに復帰せしめるのを許す日を待望している」と述べているのであります。

なお、この声明と同時に打ち出された米国の沖繩新政策においては、沖繩住民の安寧福祉を増進する意図から、沖繩統治に関する大統領行政命令を改正する一方、沖繩の経済開発のための援助の増額をうたい、さらに、援助の実施を、より円滑ならしめるために、日米が協議してこれに当たることになつたのであります。かくて、昨年四月には、沖繩援助に関する日米協議委員会及び日米琉技術委員会が発足するに至つたことは、御承知のことおりであります。さらに、本年一月の佐藤・

重し、現地同胞の熱烈な祖国復帰の願望にこえたすみやかにその実現について最善の措置を講すべきである。

右決議する。

以上であります。

沖縄及び小笠原諸島の施政権は、九十二万の国民あげての宿願であります。その可及的すみやかな実現のため、不斷の努力が続けられてまいりましたにかかわらず、いままお、その実現を見るに至つていないこととは、われわれの深く遺憾とするところであります。

申すまでもなく、沖縄及び小笠原諸島に対し、日本が潜在主権を有することは、サンフランシスコ平和条約会議の席上、ダレス米国代表の演説により明確にされ、その後も、数次にわたる日米両国首脳の共同声明において確認されてまいったのであります。さらに、昭和三十七年三月十九日に発せられたケネディ前米國大統領の声明においては、「琉球諸島は日本本土の一部であり、……極東における安全保障上の利益が、これを日本の完全な主権のもとに復帰せしめるのを許す日を待望している」と述べているのであります。

なお、この声明と同時に打ち出された米国の沖繩新政策においては、沖繩住民の安寧福祉を増進する意図から、沖繩統治に関する大統領行政命令を改正する一方、沖繩の経済開発のための援助の増額をうたい、さらに、援助の実施を、より円滑ならしめるために、日米が協議してこれに当たることになつたのであります。かくて、昨年四月には、沖繩援助に関する日米協議委員会及び日米琉技術委員会が発足するに至つたことは、御承知のことおりであります。さらに、本年一月の佐藤・

ジョンソン会談の結果として、去る四月二日(日)米両国間に交換された公文により、日米協議委員会の機能が拡大され、単に経済援助のみならず、住民の福祉向上に関するその他の諸問題についても協議し得ることとなつたのであります。

このようにして、沖縄住民の福祉は漸次改善の方向に向かい一つあるのであります。それを本土と同水準にまで高めるためには、われわれ同胞としてなすべきことがきわめて多いのであります。

政府においても、このたびの交換公文の趣旨を十分に活用し、国民の要望にこたえるよう、な

お一そらの努力をされたいと思うのであります。

さらにまた、たとえ住民の福祉が向上し、その生活水準がいかに高められましても、太平洋戦争において多大の犠牲をこうむり、戦後二十年を経た今日、なお外國の施政下に置かれている現地同胞の苦情は、まことに察するに余りがあるのであります。従来、琉球政府立法院の数次にわたる決議、その他、あらゆる機会を通じて表明されてゐる現地同胞の熱烈な祖国復帰の悲願とその胸中を思うとき、まことに同情と共感を禁じ得ないものがあるのであります。また、現地同胞が一日も早く名実ともに日本国民として、喜びも悲しみも分かち合える日の来ることを願わずににはおられないの

であります。

サンフランシスコ平和条約がその効力を発しましたのは昭和二十七年四月二十八日であります。政府においては、沖縄の経済開発、民生の安定、自治権の拡大のために、なお一そらの努力を払うとともに、この際、米国に対して、現地同胞及び日本国民すべての要望を率直に伝え、すみやかに施政権の返還が実現するよう、あらゆる可

能な努力を払うこと強く要望してやまないものであります。

なお、小笠原諸島については、このたびの日米共同声明により、元島民代表の墓参がようやく実現の運びに至つたことは、まことに喜ばしいこと

であります。しかし、郷土を追われて二十年、いまだに帰島を許されぬ島民の心情は察するに余り

があります。その帰島の実現とともに、小笠原諸島の施政権の返還について、政府は最善の措置をとられんことを強く要望するものであります。

以上の趣旨によりまして、ここに本決議案を提

案した次第であります。何とぞ各位の御賛同をお

願いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。柳岡秋夫君。

〔柳岡秋夫君登壇、拍手〕

○柳岡秋夫君 私は、ただいま議題となりました決議案に対し、賛成の討論を行なわんとするもの申すまでもなく、沖縄及び小笠原諸島の施政権の返還は、現地同胞の多年にわたる悲願であるばかりではありません。全国民あげての要望であります。沖縄現地の同胞は、過去十一回にわたる琉球政府立法院の決議や、その他あらゆる機会を通じて、祖国復帰の心からなる願望を訴えているの

であります。

申すまでもなく、沖縄及び小笠原諸島の施政権

の返還は、現地同胞の多年にわたる悲願であるばかりではありません。全国民あげての要望であります。沖縄現地の同胞は、過去十一回にわたる琉

球政府立法院の決議や、その他あらゆる機会を通じて、祖国復帰の心からなる願望を訴えているの

であります。

現在の国際緊張の緩和がなければ返還の実現はむ

ずかしいということが、しばしば言われております。

政府においては、沖縄の経済開発、民生の

安定、自治権の拡大のために、なお一そらの努力

を払うとともに、この際、米国に対して、現地同

胞及び日本国民すべての要望を率直に伝え、すみ

やかに施政権の返還が実現するよう、あらゆる可

ません。

言うまでもなく、沖縄は、太平洋戦争における

最も熾烈な攻防の場として、最大の犠牲を払わさ

れたのであります。しかるにその沖縄の同胞が、

終戦後二十年を経た今日、本土と切斷されたま

ま、依然として米国の施政下に置かれ、本土との

自由な往来はもとより、日本国民として当然受け

るべき権利の多くを制限されているという事態

は、われわれの何としても座視し得ないところで

あります。

ただいまの趣旨説明にもありましたように、沖

縄に対するケネディ前米国大統領の新政策が打ち

出されて以来、現地の同胞は、これに大きな期待

を寄せたのであります。しかし、これに伴つて発

足した日米協議委員会、日米琉球技術委員会の検

討事項は、経済援助の問題に厳密に限定され、住

民が最も熱望した施政権の返還及びそれに向かつての自治権拡大の問題は、全く取り上げられな

かっただけが実情であります。しかしながら、この

たびかわされた日米の交換公文により、今後は、

経済援助以外の問題も協議する道が開かれたので

あります。しかし、この際、政府は、一日も早く施政権

返還を実現するために、あらゆる措置を講すべき

であります。

沖縄及び小笠原諸島は、その地理的条件から、

現在の国際緊張の緩和がなければ返還の実現はむ

ずかしいということが、しばしば言われております。

しかし、この理由のゆえに、沖縄、小笠原が

いつまでも外國の施政下に放置されてもやむを得

ないといふのでありますれば、それは、百万近い

特にこの際、政府に対し、沖縄及び小笠原諸島

の施政権返還問題に対する一そらの決意を切望

し、さらに、そのための具体的な措置を直ちに展

開することを強く要求いたしまして、本決議案

に対する私の賛成討論とする次第であります。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の發

言は終了いたしました。討論は終局したものと認

めます。

これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。ただいまの決議に対し、内閣總理大臣から発言を求められました。佐藤内閣總理大臣。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 沖縄及び小笠原諸島の施政権の早期返還に対する国民の強い願望は、政府としてもあらゆる機会に申し入れてきており、先般の訪米に際しても、ジョンソン大統領に対し特に申し入れたところであります。これに對し米側も十分の理解を示したことは、共同声明によつて御承知のとおりであります。政府は、今後も本決議の趣旨に従い、施政権返還の早期実現のため、一そく努力していく所存であります。(拍手)

昭和四十年四月二十七日

発議者

田中 茂穂

山本 利壽

柳岡 秋夫

田上 松衛

赤岡 文三

井川 伊平

青木 一男

渋谷 邦彦

吉江 勝保

郡 祐一

佐藤 芳男

西郷吉之助

櫻井 志郎

秋山 長造

佐藤 鶴代

古池 信三

河野 謙三

近藤 美隆

斎藤 昇廣

迫水 久常

澤田 一精

柴田 栄

山本 安井

山下 春江

大矢 正

和田 鶴一

阿部 竹松

秋山 長造

稻葉 誠一

大河原一次

大森 創造

岡田 宗司

鈴木 一司

塩見 俊二

下村 定

新谷寅三郎

鈴木 万平

石谷 審男

井上 清一

植木 光教

稻浦 鹿藏

上原 正吉

高橋文五郎

鈴木 恒一

杉原 荒太

田中 啓一

鈴木 萬平

植垣 弥一郎

大谷 藤之助

小沢久太郎

植竹 春彦

岩沢 忠恭

高橋文五郎

鈴木 勝一

白井 勇

澤田 一精

柴田 栄

山本 利壽

柳岡 秋夫

田上 松衛

赤岡 文三

井川 伊平

青木 一男

渋谷 邦彦

吉江 勝保

郡 祐一

佐藤 芳男

西郷吉之助

櫻井 志郎

秋山 長造

佐藤 鶴代

古池 信三

河野 謙三

近藤 美隆

斎藤 昇廣

迫水 久常

澤田 一精

柴田 栄

山本 安井

山下 春江

大矢 正

和田 鶴一

阿部 竹松

秋山 長造

稻葉 誠一

大河原一次

大森 創造

岡田 宗司

鈴木 一司

塩見 俊二

下村 定

新谷寅三郎

鈴木 万平

石谷 審男

上原 正吉

高橋文五郎

鈴木 恒一

白井 勇

澤田 一精

柴田 栄

山本 利壽

柳岡 秋夫

田上 松衛

赤岡 文三

井川 伊平

青木 一男

渋谷 邦彦

吉江 勝保

郡 祐一

佐藤 芳男

西郷吉之助

櫻井 志郎

秋山 長造

佐藤 鶴代

古池 信三

河野 謙三

近藤 美隆

斎藤 昇廣

迫水 久常

澤田 一精

柴田 栄

山本 利壽

柳岡 秋夫

田上 松衛

赤岡 文三

井川 伊平

青木 一男

渋谷 邦彦

吉江 勝保

郡 祐一

佐藤 芳男

西郷吉之助

櫻井 志郎

秋山 長造

佐藤 鶴代

古池 信三

河野 謙三

近藤 美隆

斎藤 昇廣

迫水 久常

澤田 一精

柴田 栄

山本 利壽

柳岡 秋夫

田上 松衛

赤岡 文三

井川 伊平

青木 一男

渋谷 邦彦

吉江 勝保

郡 祐一

佐藤 芳男

西郷吉之助

櫻井 志郎

秋山 長造

佐藤 鶴代

古池 信三

河野 謙三

近藤 美隆

斎藤 昇廣

迫水 久常

澤田 一精

柴田 栄

山本 利壽

柳岡 秋夫

田上 松衛

赤岡 文三

井川 伊平

青木 一男

渋谷 邦彦

吉江 勝保

郡 祐一

佐藤 芳男

西郷吉之助

櫻井 志郎

秋山 長造

佐藤 鶴代

古池 信三

河野 謙三

近藤 美隆

斎藤 昇廣

迫水 久常

澤田 一精

柴田 栄

山本 利壽

柳岡 秋夫

田上 松衛

赤岡 文三

井川 伊平

青木 一男

渋谷 邦彦

吉江 勝保

郡 祐一

佐藤 芳男

西郷吉之助

櫻井 志郎

秋山 長造

佐藤 鶴代

古池 信三

河野 謙三

近藤 美隆

斎藤 昇廣

迫水 久常

澤田 一精

柴田 栄

山本 利壽

柳岡 秋夫

田上 松衛

赤岡 文三

井川 伊平

青木 一男

渋谷 邦彦

吉江 勝保

郡 祐一

佐藤 芳男

西郷吉之助

櫻井 志郎

秋山 長造

佐藤 鶴代

古池 信三

河野 謙三

近藤 美隆

斎藤 昇廣

迫水 久常

澤田 一精

柴田 栄

山本 利壽

柳岡 秋夫

田上 松衛

赤岡 文三

井川 伊平

青木 一男

渋谷 邦彦

吉江 勝保

郡 祐一

佐藤 芳男

西郷吉之助

櫻井 志郎

秋山 長造

佐藤 鶴代

古池 信三

河野 謙三

近藤 美隆

斎藤 昇廣

迫水 久常

澤田 一精

柴田 栄

山本 利壽

柳岡 秋夫

田上 松衛

赤岡 文三

井川 伊平

青木 一男

渋谷 邦彦

吉江 勝保

郡 祐一

佐藤 芳男

西郷吉之助

櫻井 志郎

秋山 長造

佐藤 鶴代

古池 信三

河野 謙三

近藤 美隆

斎藤 昇廣

迫水 久常

澤田 一精

</div

主党、日本社会党、公明党及び民主社会党四派共 同提案にかかる、北方領土返還に関する決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説 明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

北方領土返還に関する決議案

中尾辰義	北條萬八	田畠金光	高山恒雄	曾祢益	二宮文造
中村正雄	村尾重雄	高瀬莊太郎	向井長年	佐藤基	林義一
市川房枝	奥むめお	山高しげり	佐藤尚武	村上	塙恒
参議院議長 重宗 雄三殿	北條萬八	北條萬八	中尾辰義	中尾辰義	中尾辰義

北方領土返還に関する決議

齒舞群島、色丹島及び吾が國固有の領土であるその他の北方領土は、ソ連の支配下にあることすでに二十年いまだ領土問題の解決をみていないに過ぎないに違ひない。

よつて政府は、さきに本院が行なつた日本固有の北方領土回復に関する決議を尊重し、全国人民の強い願望にこたえ、すみやかにソ連邦政府との間に領土問題を含む平和条約締結に関する交渉を開始してその懸案を早急に解決し、これら諸島をわが國へ返還せしめるより最善の措置を講すべきである。

右決議する。

〔大矢正君登壇、拍手〕

○大矢正君 ただいま議題となりました、自由民

得したものでないことは歴史上明らかであります。ソ連は、日ソ間の領土問題は、すでにヤルタ

○亀井光君　ただいま議題となりました北方領土返還に関する決議案に対し、賛成の討論を行なわ

わが国にとつて、これらの領土を寸土たりとも失いますことは、国民感情の上から忍びがたい

主党、日本社会党、公明党及び民主社会党四派共同提案にかかる、北方領土返還に関する決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

北方領土返還に関する決議案

歯舞群島、色丹島及び我が國固有の領土であるその他の北方領土は、ソ連の支配下にあることすでに二十年いまだ領土問題の解決をみていいことはまことに遺憾である。

よつて政府は、さきに本院が行なつた日本固有の北方領土回復に関する決議を尊重し、全国民の強い願望にこたえ、すみやかにソ連邦政府との間に領土問題を含む平和条約締結に関する交渉を開始してその廢案を早急に解決し、これら諸島をわが國へ返還せしめるよう最善の措置を講ずべきである。

右決議する。

以上であります。

御承知のことおり、昭和三十一年、日ソ共同宣言の成立により、両国間の国交は正常化され、貿易関係、文化交流等は年とともに発展を見ておりましたが、正式な平和条約はいまだ締結されるに至らず、歯舞群島及び色丹島その他わが國固有の北方領土は、国交回復後八年を経た今日、なお、ソ連の支配下に置かれている現状であります。本院行ないました。が、いまだその実現を見ていないことは、さきに院議をもつて、これら北方領土の回復に關し、本決議案と同趣旨の要請を政府に対し提出したが、まことに遺憾にたえません。

そもそもこれらの北方領土は、侵略有つて取

協定その他の国際とりきめによつて解決済みであると主張しておりますが、ヤルタ協定は、戦時中の一部關係国間の秘密協定であり、わが国の関與成しないところであります。現に、日ソ共同宣言成立の際の松本・クロムイコ夫全権間の往復書簡においても、平和条約の継続交渉には領土問題を含む旨が約束されているのであります。しかしながら、昭和三十五年一月のクロムイコ覚書や、昨年のフルンチョフ前首相の發言などで指摘されておりますとおり、北方領土の返還は、極東及びアジアの情勢に支配されるところが大であります。わが國としては、領土回復のすみやかな実現のため、この上とも、アジア及び広く世界の緊張緩和への努力を積極的に進めるべきであります。幸い、日ソ関係は、最近、年とともに緊密化し、今後さらに発展が期待される段階に来ております。この際、政府は、ソ連邦政府との間に、領土問題の解決を含む平和条約の締結交渉をすみやかに開始し、固有の領土回復のため最善の努力を払い、国民の総意と悲願にこたえるよう強く要望するものであります。

領土問題が解決し、平和条約が締結されるならば、両国間の善隣友好關係を維持発展させるための真に安定した基礎が築かれ、さらに、広く國際緊張の緩和、世界の平和に資するところ大なるものがあると信ずるものであります。

何とぞ本決議案に対し各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に對し討論の通告がござります。發言を許します。亀井光君。

〔亀井光君登壇、拍手〕

ただいまの趣旨説明にもありましたとおり、連との間には、領土問題に関する意見が不一致ありますため、いまだ平和条約の締結に至らず、北海道の一部である歯舞、色丹その他わが国の北方領土は、いままおソ連の支配下にありますことは、まことに遺憾なことであります。このため、漁業の安全操業、あるいは遺族の墓参等の問題が多年にわたり懸案となつてゐるのであります。幸いにしまして、最近における日ソ関係の改善により、コンブ採取に關しましては、一昨年以降、安全操業が一応可能となりました。が、こゝも、必ずしも安定した基礎が得られたとは言ひ得ないのであります。また、その他の近海漁業においても、まだ多くの障害が残されているのであります。また、墓参につきましては、昨年に至り、ようやく歯舞、色丹のみについてその実現を見た次第であります。

申すまでもなく、歯舞、色丹は、古くから、地的にも行政的にも北海道の一部であり、さらに、國後、択捉の両島も、かつて外国の主権のものとしに置かれたことはなく、純然たる日本固有の領土であります。このことは、たとえば明治八年の権太千島交換條約におきまして、いわゆる千島列島とは、ウルラップ島以北の十八島のみを指し、國後、択捉を除外している事實からも明らかであります。特に、大西洋憲章を受けた連合国宣言等で内外に宣明されております領土不拡大の原則から見ましても、これらの北方領土を、連合国の一員であつたソ連が一方的に領有し得る理由はありませんのであります。

元と本居宣長の「新古今和歌集」

ます。

が広く国民の間に浸透しているからであります。

最後に、体育の日につきましては、国民がスポーツに親しみ、その精神を通じて健康な心身をつちかって、明るく住みよい社会を建設することを願い、体育の日を国民の祝日にすることとしたのです。また、この日を十月十日といたしましたのは、昭和三十六年に制定されましたスポーツ振興法において、「スポーツの日」として十月の第一土曜日が定められていることを尊重し、あわせて、成功をおさめました昨年のオリンピック東京大会を記念し、その開会式の日を選んだものであります。

また、以上の改正に伴い、関連する法律についても所要の規定の整備を行なうこととしておりまます。

○議長(栗宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

[小林武君登壇、拍手]

○小林武君 私は、日本社会党を代表し、ただいま趣旨説明のありました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に対し、總理並びに關係大臣に対し、以下九点について質問をいたします。

まず第一に、紀元節復活を中心とするこの法案は、昭和三十二年、第二十六国会に提出され以来、今日に至るまで、すでに提案されることが七度に及んでいるであります。このよだな政府、自民党的異常な熱意にもかかわらず、ついに、いまに至るまで成立を見るに至らなかつたのであります。この事実は、言うまでもなく、国民の

総意がそれを許さなかつたからであります。總理

は、このよだな経過をどう把握しているのか、また、何ら反省するものがないのか、この点、明らかにしていただきたいものであります。また、總理は、「かねてから議員立法で提案を考えていたが、事柄の性質上、政府提案として今国会に出すよう政府方針をきめた」と述べられているようでありますが、總理の言う「事柄の性質上」とは、具体的には何を言おうとしているのか明らかであります。もともと現行の国民の祝日に關する法律は、議員立法で制定されたものでありますから、察するところ、總理の「事柄の性質上」という意味は、法案全体に關するものではなくて、かかるて紀元節復活の強い意思表現と見るのが妥当であります。もとより現行の国民の祝日に關する法律は手ぬるい、國家権力による紀元節強行という、いわば、たび重なる挫折に業を煮やした威嚇とも受け取れるのであります。国民は、その總理の言動を不可解としているのであります。所信を明らかにしていただきたいのであります。

第二に、このたびの法律改正にあたって、建国記念の日に加えるに、九月十五日の敬老の日、十月十日の体育の日を設けることになつています。しかし、その真意はあくまでも、建国の日を設けること、すなわち紀元節復活を主眼とし、他の二つは、それを容易にするためのトリックにすぎないことは、國民もよく承知いたしております。とにかく政府に遠慮しがちな言論機関も、このことを化の中に死滅した天皇神格化と、統帥の大權との端的に指摘いたしているのであります。衆目の見合せないとして、「自衛隊の中心に天皇を」という結論を引き出す者があるであります。日本民主主義成員の中にある天皇制復活、天皇を自衛隊の中心に仰ぐという驚嘆すべき主張も、その一つであります。ある者は、派閥争いの結果生まれた総理大臣に、軍隊に対する指揮命令の権利を持つ資格がないとして、「自衛隊の中心に天皇を」という思想が、再生の奇蹟を國民の前に示す。

第三に何いたいのは、建国記念の日、すなわち紀元節の復活に対しても、政府が固執してやまない理由は、天皇制復活と憲法改悪を目的とする思想的役割りにあると考えらるが、いかがであります。單なる明治の世代の郷愁などという感傷論で片づけられる性格のものではなくて、その再現の切望は、日本の支配層の政策的・政治的必要に基因するものであります。紀元節復活を受けて、過去七回の提案がことごとく議員提案であったから成立できなかつたとして、議員立法は手ぬるい、國家権力による紀元節強行という、いわば、たび重なる挫折に業を煮やした威嚇とも受け取れるのであります。國民は、その總理の言動を不可解としているのであります。所信を明らかにしていただきたいのであります。

第四点として、こうした統帥権にかかる問題として、あなたの足元で最も具体的にあらわれたのが、今国会を顯然とさせた三矢計画だと思います。統幕議長以下中堅幕僚は、最高責任者である總理も知ることのできない仕組みの中で、中国、朝鮮を仮想敵国と想定する戦争計画を樹立し、アジアの平和に暗影を投げかけ、しかも、これらを遂行するための国策要綱なる立案は、言論、經濟の遂行のための思想的統制と、これに必然的に隨伴する憲法改正にあると見るべきであります。このことは、改憲の論議の中に、あるいは政府の政治的姿勢の中に、また、右翼的団体の言論、行動の中に、その政治的病害が随所にあらわれてゐることによつて明らかであります。紀元節復活賛成論の中にある天皇制復活、天皇を自衛隊の中心に仰ぐという驚嘆すべき主張も、その一つであります。ある者は、派閥争いの結果生まれた総理大臣に、軍隊に対する指揮命令の権利を持つ資

本國憲法のもとで、絶対制天皇制下に掌握された統帥権を議會に吸収し得たかに見えたが、平和憲法無視、紀元節復活等に見られる、政府みずから政治・教育等の反動化の持続の中に、このようにあります。また、公然と主張され、驚くべき反動の風潮を育て、今日、公然と主張される事態を招いたのであります。この種の思想、運動に対する總理の見解と対策、また、このようないいでのあります。が、總理の私明があるならば承りたいのであります。

第五点として、文部大臣にお尋ねいたしたいの

思想は、いかがなものであります。また、國民の立場からは、その大それた必要性が何を目的としたものであるかなど、不満と不安にかられてゐるのであります。が、總理の私明があるならば承りたいのであります。

第三に何いたいのは、建国記念の日、すなわち紀元節の復活に対しても、政府が固執してやまない理由は、天皇制復活と憲法改悪を目的とする思想的役割りにあると考えらるが、いかがであります。單なる明治の世代の郷愁などという感傷論で片づけられる性格のものではなくて、その再現の切望は、日本の支配層の政策的・政治的必要に基因するものであります。紀元節復活を受けて、過去七回の提案がことごとく議員提案であったから成立できなかつたとして、議員立法は手ぬるい、國家権力による紀元節強行という、いわば、たび重なる挫折に業を煮やした威嚇とも受け取れるのであります。國民は、その總理の言動を不可解としているのであります。所信を明らかにしていただきたいのであります。

第四点として、こうした統帥権にかかる問題として、あなたの足元で最も具体的にあらわれたのが、今国会を顯然とさせた三矢計画だと思います。統幕議長以下中堅幕僚は、最高責任者である總理も知ることのできない仕組みの中で、中国、朝鮮を仮想敵国と想定する戦争計画を樹立し、アジアの平和に暗影を投げかけ、しかも、これらを遂行するための国策要綱なる立案は、言論、經濟の遂行のための思想的統制と、これに必然的に隨伴する憲法改正にあると見るべきであります。このことは、改憲の論議の中に、あるいは政府の政治的姿勢の中に、また、右翼的団体の言論、行動の中に、その政治的病害が随所にあらわれてゐることによつて明らかであります。紀元節復活賛成論の中にある天皇制復活、天皇を自衛隊の中心に仰ぐという驚嘆すべき主張も、その一つであります。ある者は、派閥争いの結果生まれた総理大臣に、軍隊に対する指揮命令の権利を持つ資格がないとして、「自衛隊の中心に天皇を」という思想が、再生の奇蹟を國民の前に示す。

第五点として、文部大臣にお尋ねいたしたいの

思想は、いかがなものであります。また、國民の立場からは、その大それた必要性が何を目的としたものであるかなど、不満と不安にかられてゐるのであります。が、總理の私明があるならば承りたいのであります。

第六点として、文部大臣にお尋ねいたしたいの

中間草案を発表いたしました。その中に、当面する日本人の課題として、「われわれは、祖国日本を敬愛することが、天皇を敬愛することと一つであることを深く考へるべきである。」と述べ、つまり人間像の背骨をここに求めているのであります。表現が、現行憲法下のことでもあり、多少の配慮が示されているかに見えるのであります。これはまさしく忠君愛國の戦後版であります。忠君と愛國とを一体とする思想は、かつて国定教科書の冒頭を厳然と飾った神勅、すなわち天孫降臨の神話を持たるものであり、絶対主義的な天皇制からだけ導き出される思想であります。現人神としての天皇と、天地とともに生き残りたい統治権を有する日本国土との一体不離の関係は、また、おのずから人民との関係において画然とした君臣の別を規定しているのであります。したがつて、國を愛することはすなわち天皇に対する忠誠につながるといふ、忠君と愛國との一致を説いたものであります。日本国憲法と教育基本法に基づく日本の教育に、公然と忠君愛國の思想の導入を強調し、それが期待すべき人間像の課題として要請されているのであります。昭日法典に明記された、神話伝説としての神武天皇即位の日を建国記念の日として、國を愛する心を養うという発想は、当然の帰結として、教育の目標としての期待が、當然の帰結となることになると思うが、民主教育推進の立場から、文部大臣の見解を尋ねたいのであります。

第六点として、紀元節復活に象徴される、天皇制復活論を頂点とする復古的思想は、必然的結果として、天皇家の祖神としての伊勢神宮の国教化であります。

に傾斜するのであります。一部保守党議員によつて提唱されている、伊勢神宮を重要文化財として指定し、国費支弁を導入する意見がありますが、これこそ、なしくすしの伊勢神宮國教化の第一歩でなくて何でありますか。さらには、このことは神社神道の復活に当然結びつくものであり、日本国憲法の根本理念をゆるがすものとして、断じて許すべきものでないと考へるが、無理の見解をあります。

かつて「袴褶の袖に隠れる」ということばがありました。絶対的な神格としての天皇の威徳に隠れて、國の政治を壊滅し、民衆の利益を奪い、その自由を束縛し、これを弾圧するという多くの事実は、日本の歴史に数々の汚点を記録したのであります。第二次世界大戦への無謀な突入も、むごたらしい国民の犠牲も、また、そこに基因するのであります。天皇制復活につながる紀元節復活等の誤りがありません。天皇が、みずから過去を定して誤りがありません。天皇が、みずから過去の誤った天皇觀を否定されて、人間天皇を宣言された今日、再び神の座につき、高ねおろしに民草をなびかせるなどといふ、憲法無視のお考へはなものと考へるのであります。しかし、その意思の有無にかかわらず、結果的には、一部の人たちの天皇制利用の魂胆によつて、天皇家を、日本国憲法の改悪、明治憲法体制への遂行といふ過熱的政策の改悪に巻き込むものと考へるのであります。これが第七点であります。

白井総理府総務長官は、去る三月二日の衆議院予算委員会において、「学校においてはほとんど歴史を教えていないところに、義務教育においても非常な欠点がございました。したがいまして、この建國記念日をつくることによりまして、学校においても当然歴史を教えるを得なくなります。日本書紀に書いてあるがままに教えることは、決して教育上マイナスにならぬ」と述べています。これが持つべきものでないと考へるが、無理の見解を持つか、明らかにしていただきたいのであります。

総理並びに白井長官に対してもお尋ねしたい。二十世紀後半を迎えて、科学は飛躍的發展を遂げ、いわゆる科学時代、民主主義時代の中に生きる日本国民の歴史教育の教材に、なぜ神話を持ち込まなければならぬのか。そのため、科学的歴史教育を規制し、否定しなければならないのか。その教育的根拠、政治的理由を、国民の前に明らかにしていただきたいのであります。これが第八点であります。

最後に、文部大臣に歴史教育に対する方針を承認する文部省は次のようない反省を行ない、教師に管轄する文部省はもあやまちを再びおかすことのないよう協力を求めるのです。「国史の教科書に、神が国土や山川草木を生んだとか、大蛇の尾から劍が出たとか、神風が吹いて敵軍を滅ぼしたとかの神話や伝説が、あたかも歴史的事実であるかのように記され、いたのに、生徒はそれを疑うことなく、そのように教育された国民は、竹やりを持って近代兵器に立ち向かおうとしたり、神風による最後の勝利を信じたりしたのである。軍國主義や極端な国家主義は、日本国民のこうした弱点につけ込んで行なわれたものである。このような教育を受けることによって、日本国民は、批判的精神に欠け、権威に直従しやすい国民となり、したがつて合理的精神が乏しく、科学的働きが弱いのである。」文

部大臣、これは文部省の自己批判であります。教育のせんげであります。非科学的な歴史教育が、日本の国民にこのような害毒を流したということを、嚴重な事実の上に立って述べておられるのであります。その文部省が、学問、研究の自由を圧迫し、非科学的歴史教育を横行させるための行政を、文部大臣であり科学技術庁長官であるあなたが責任のもとに、命令のもとに行なわれておられる答弁を要求いたします。

○議長(董宗雄三君) 小林君、時間が超過しておられます。

○小林武君(続) 国民の祝日に關する法律には、国民の祝日は、自由と平和を求めてやまない日本国民が、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるためのものでなければならぬとしているのであります。紀元節の復活は、法のいう国民の祝日には値しないことは、すでに明瞭であります。しかし、そのため老人の日や体育の日が紀元節反対の声の中に消し去られることは、きわめて遺憾のことと言わなければなりません。祝日そのものの中に、新生日本の理想をうたい、その実現のための国民的エネルギーを育てようとするならば、政府は紀元節復活をいさぎよく撤回し、国民の総意に基づく祝日を設けるべきであります。このことを強く要望して、私の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

国民の祝日に關する法律は、御承知のとおりに、昭和二十三年の第一回の国会で制定されました。その際にも、祝日の増加、これからふやすといふようなことが、ある程度予想されたのであり

ますが、その後、国民の間に、現行の祝日のほかに、幾つかの祝日とするのにふさわしい日を加えたいとの要望がありました。国会においても、御承認のように、すでに議員提案でしばしば御審議をして、国民の要望にこたえ、建国記念の日、敬老の日、体育の日等が、現在及び将来の日本にとりまして、追加することが最もふさわしい、かように考えまして提案いたしたわけであります。別に、國家権力などでこの国会でせひととこれを通すという意味ではございませんが、しかし、必ず審議の結果御賛同を得るものと、かような確信のもとに提案をいたしておるわけであります。御承認のように、国民がひとしく祝う日、これこそは、議員提案も、その制度から望ましいような言葉もされますが、政府自身が責任を持つて提案し、そろして御審議をいたしたことがあつたことだ、かように私は信じましたので、これを提案いたしたわけでございます。ただいま、三つの日を定めた、これは政府のトリックだ、こういうようなお話をございますが、これはトリックではございません。はつきり申しますが、どうか慎重に御審議のほどお願いをいたします。

天皇制の復活についていろいろお話をございました。さらに統帥權だとかいようなお話をとか、あるいは天皇家を政治に巻き込むんだ、こういふようなお話をございましたが、これでよく社教の自由をちゃんと保障されております。さようなります。神道をもつて国教とするのではないのかと、この憲法のものにおきましても、私どもは信教の自由をちゃんと保障されております。さようこのことは忘れてはならない、かように思っております。そこで、その天皇制の復活から統帥權まで復活するんだ、それを制定するんだ、かような論理的發展などは許せないことであります。これはもちろん慎重にお考査をいただき、そして、この種の法案についての、政府が真に考査しておる、率直に考えておるその点を、十分御批判をいただきたいと思います。私は、現在の憲法を改悪する思ひであります。私は、現在の憲法を改悪するような考査方は毛頭持つておりませんし、この問題が憲法改悪につながるといふようなことではないのであります。その点は、はつきり申し上げておきます。

私は、同時に、申し上げたいのですが、政治そのものは、これは簡潔でなければならぬ、国民の望むもの、国民大多数が希望するもの、それを率直に取り入れ、こういうことが政治の要諦ではないかと、かように思います。社会の党の方は、頭が特別にいいのかわかりませんが、いろいろ論理を発展されておるようだござります。また、神道をもつて国教とするのではないのかといふような御意見でござりますが、御承知のようないふような考査方は毛頭持つておりませんし、この問題が憲法改悪につながるといふようなことではないのであります。その点は、はつきり申し上げておきます。

○國務大臣(愛知揆一君) 総理が全部の御質問に対し、御審議に御協力のほどをお願いいたしました。(拍手)

○國務大臣(愛知揆一君) 総理が全部の御質問に対し、ほとんどお答えをしたように思われますので、私からは簡単にお答えいたしたいと思いま

期待される人間像の問題であります。これは小林議員が十分御承知のとおり、中教審の部会が中間の草案として発表されたものであります。これから各方面の意見を求めるといふ段階でござりますから、政府としてこの中間草案についてまだ意見を申し述べる時期ではございませんので、御了承願いたいと思います。しかし、それはそれといたしまして、ただいま總理からも言われましたように、日本國憲法第一条に規定しておりますように、天皇は国民の総意に基づいて、日本國の象徴である、日本國民の統合の象徴でもある。この國の象徴を敬愛することは、國を愛することに通ずるものである。國を愛する心情を持つことは、教育基本法に何ら違反するどころか、教育基本法の趣旨にかなうものである。かようには確信をしておるものであります。

その次に、歴史教育の方針等についてのお尋ねがございましたが、これもよく御承知のとおりに、小学校、中学校及び高等学校とも、學習指導要領によつておるわけございます。そして、學習指導要領等におきましても、たとえば、古典に見える神話や伝承等についても、正しく取り扱つて、当時の人々の信仰や、ものの見方等に触れさせることが望ましい、こういうふうに私どもは規定をいたしております。さらにはまた、記紀を歴史として系統的に教えていかつた時期がある。これはまあ占領軍の政策によることでございましたが、社会科の中で地理も歴史も一緒に取り扱つてその他のこともやつておるのでございまして、こういう点をよく御承知を願いたいと思うのです。小林議員の言われるような、學問としての歴史科学といふようなこと、この問題は、私

は別に取り上げてしかるべき問題であると思います。科学としての歴史といふものは、おのずからまた學問の他の角度で取り上げてしかるべきものだと思います。

検定の問題につきましては、小林議員の言われるような、持つて回つたような、あるいは御心配が非常に過ぎるような、何らかの意図を持って検定に当たるといふようなことは、毛頭いたしておません。

その次は、伊勢神宮の問題につきまして、これも總理が答弁されたとおりであります。伊勢神宮には重要文化財等としてもきわめて意義の深いものがあると、私は信じておりますが、これらの點につきましては、別の機会にまたいろいろ御論議があろうかと思います。(拍手)

〔政府委員田井莊一君登壇、拍手〕

○政府委員(田井莊一君) 私に対する御質問は、去る三月二日の衆議院予算委員会における発言をもとにされて、何か、建国記念の日を設けることによって、歴史教育を規制するのではないかとううようないいふ質問でございました。これは非常な誤解でございまして、そのとき竹本委員の御質問によつて、歴史教育を規制するのではないかと、いろいろな御質問でございました。これは非常に正しくそのまま教えていただくことが期待されるのであります。これを、何も、うそを教えるということではありませんで、したがいまして、私どもは、建国の記念の日を設けることにより、特に神話、伝承を史実とするような歴史教育の方向に推進しようという考え方ではございません。伝説は伝説、神話は神話、こういうことで教えていただきたいというのが、そういう機会ができるであらうと、こういうことでござります。

なお、天皇制との問題、いろいろござりますけれども、しかし、現在の国民祝日法におきましては、二月十一日にすることによつて、学校等でその日のいわれを聞いたときに、正しく答える自信があるかといふ御質問であります。私は、戦後、明治時代の天長節でござります。三月二十一日の春分の日、九月二十三日の秋分の日も、やはり春季皇靈祭とか秋季皇靈祭、十一月二十三日は勤労感謝の日でござりますが、昔はこれがやはり新嘗祭でございました。したがいまして、こういうふうに、やはり伝統がある日を二月十一日に定めてもよろしく御異議ございませんか。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長小柳牧衛君。

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長小柳牧衛君。

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月一日

衆議院議長 舟田 中

航空業務に関する法律案(趣旨説明) 航空業務に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

- (1) 及びその領域からの運輸需要
 (b) その航空企業の路線が經由する地域にある
 国の航空企業が行なう他の運送義務を考慮し
 た上でその地域の運輸需要
 (c) 直通航空路運営の要求

第六条

一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業
 は、次の条件に従つてのみ、他方の締約国の領域
 内の地点においてチエンジ・オブ・ゲージを行な
 うことができる。
 (a) 運営の経済上正当と認められる事。
 (b) 当該一方の締約国の領域内にある末端地か
 路地に近い区間に使用される航空機の輸送力が未
 ら遠いこと。
 (c) 小さな輸送力を有する航空機は、大きい輸
 送力を有する航空機と統してのみ運航され
 なければならず、また、そのように時間表に
 組まれていなければならぬこと。小さい輸
 送力を有する航空機は、大きい輸送力を有す
 る航空機から又は大きい輸送力を有する航空
 機に積み替える貨客を運送するために当該地
 点に到着するものでなければならず、その輸
 送力は、この目的を第一に考慮して定められ
 なければならない。

- (d) 十分な量の直通貨客がある事。
 (e) 第五条の規定は、チエンジ・オブ・ゲージ
 に従して執られるすべての措置に適用される
 こと。

第七条

- (1) いすれの協定業務に対する運賃も、運営の經
 費、合理的な利潤、業務の特性(たとえば、速
 力及び設備の程度)及び特定路線のいすれかの
 部分についての他の航空企業の運賃を含むすべ
 ての関係要素に十分な考慮を払い、合理的な水
 準に定めなければならない。これらの運賃は、
 次の規定に従つて定めるものとする。
 (2) 在規定する運賃及びこれに關連して使用さ
 れる代理店手数料率は、可能なときは、各特定

路線に關して、関係指定航空企業の間で、当該
 路線の全部又は一部において運営している他の
 航空企業と協議した後に合意しなければなら
 ない。この合意は、可能なときはいつでも、国際
 航空運送協会の運賃決定機関を通じて行なうも
 のとする。合意された運賃は、両締約国の航空
 当局の認可を受けなければならない。
 (3) 指定航空企業が前記の運賃のいすれかに關
 して合意することができなかつた場合又は運賃に
 関し何らかの理由により(2)の規定に従つて合意
 することができなかつた場合には、両締約国の
 航空当局は、相互の間の合意によりその運賃を
 決定するよう努めなければならない。
 (4) いすれか一方の締約国の航空当局が(2)の規定
 に基づいて提出された運賃を認可しなかつた場
 合又は両締約国の航空当局が(3)の規定に基づき
 運賃を決定することができなかつた場合には、
 紛争は、第十一条の規定に従つて解決しなけれ
 ばならない。
 (5) いかなる運賃も、いすれか一方の締約国の航
 空当局が当該運賃について満足しない場合は、
 是効力を生じないものとする。ただし、第十
 一条(3)の規定に基づく場合は、この限りでな
 い。
 この条の規定に従つて運賃が決定されたとき
 は、その運賃は、この条の規定に従つて新たに
 運賃が決定されるまで有効とする。

第八条

- 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対
 し、旅客、貨物及び郵便物の運送に關連して生じ
 たすべての余剰利得(いすれの通貨で得たかを問
 わない)を、自國の關係法令に従い、送金の時の
 公の市場における為替相場により、合衆国ドル又
 はスターリング・ポンドで、それらの企業の本店
 に送金する権利を与える。

第九条

- 一方の締約国(航空当局は、他方の締約国)の航
 空当局の要請があつたときは、その航空当局に對
 し、自國の指定航空企業が協定業務において供給

する輸送力の検討のために合理的に必要とされる

定期の又はその他の統計表を提供しなければなら

ない。その統計表は、前記の指定航空企業が協定業

務において運送する貨客の統計並びにそれらの貨

客の出発地及び目的地を知るために必要なすべて

の情報を含むものでなければならない。

第十一条

- (1) この協定の解釈又は適用に関して両締約国間
 に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、
 両国の間の交渉によつてその紛争を解決するよ
 うに努めなければならない。

第十二条

- (2) 両締約国が交渉によつて紛争を解決すること
 ができるなかつたときは、その紛争は、いすれか
 一方の締約国の要請により、各締約国が指名す
 る各一人の仲裁委員とこうして選定された二人
 の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人
 の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付
 託することができる。ただし、第三の仲裁委員
 は、いすれかの締約国(國民であつてはならな
 い)を、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する
 外交上の公文を他方の締約国から受領した日
 から六十日の期間内に一人の仲裁委員を

指定しなければならず、第三の仲裁委員につい
 ては、その後の六十日の期間内に合意されなけ
 ればならない。いすれか一方の締約国が六十日
 の期間内に自國の仲裁委員を指定しなかつたと
 き、又は第三の仲裁委員について前記の期間内
 に合意されなかつたときは、いすれの締約国
 も、国際司法裁判所長に対し、それらの仲裁委
 員を任命するよう必要とされることがある。

両締約国は、(2)の規定に基づいて行なわれた
 決定を守ることを約束する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により
 正當に委任を受け、この協定に署名した。

請することができる。この協議は、要請を受領

した日から六十日の期間内に開始しなければなら
 ない。改正が附表についてのみ行なわれる場
 合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行
 なうものとする。両締約国の航空当局が新たな
 又は修正された附表について合意したときは、
 その合意した改正は、外交上の公文の交換によ
 つて確認された後に効力を生ずる。

第十三条

- (1) 一方の締約国も、この協定を終了させ
 ることを希望するときは、他方の締約国に対し、
 いつでもその旨の通告を行なうことができる。そ
 の通告は、国際民間航空機関に対し同時に送付し
 なければならない。その通告があつたときは、こ
 の協定は、他方の締約国が通告を受領した日の後
 一年で終了するものとする。ただし、両締約国間
 の合意により終了通告がこの一年の期間が経過す
 る前に取り消された場合は、この限りでない。他
 方の締約国が通告の受領を確認しなかつたとき
 は、国際民間航空機関がその通告を受領した日の
 後十四日を経過した時に通告が受領されたものと
 みなす。

この協定、この協定の改正及び第十二条の規定
 に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航
 空機関に登録しなければならない。

この協定は、批准されなければならぬ。この
 協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准
 書の交換は、できる限りすみやかに東京で行なう
 ものとする。

正當に委任を受け、この協定に署名した。

昭和四十年四月二十八日 参議院会議録第十七号

千九百六十五年二月十一日にクアラ・ランプールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

甲斐文比古
サルドン・ビン・ジュビール

附表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—台北—香港—マニラ—サイゴン—バンコック—クアラ・ランプール—シンガポール—ジャカルタ—ダーウィン—シドニー

2 マレーシアの一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

マレーシア内の地点—バンコック—サイゴン—香港—マニラ—台北—大阪—東京

昭和四十年四月八日
参議院議長 重宗 雄三殿 中

衆議院議長 船田 中

よつて国会法第八十三条により送付する。

3 いづれか一方の締約国の一又は二以上の指定

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)
第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在タンガニイカ日本国大使館」
「在タンザニア日本国大使館」
「在ケニア日本国大使館」
「在ケニア日本国大使館」
「在ゴスタ・リカ日本国大使館」
「在マルタ日本国大使館」
「在マラウイ日本国大使館」
「在ザンビア日本国大使館」

に改め、
」を

航空企業が行なう協定業務は、その締約国の領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たつて、その指定航空企業の選択により省略することができる。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

コスター・リカ サン・ホセ

〕を削り、

オーストラリア メルボルン

〕を

カナダ トロント

に改め、

アメリカ合衆国 ピューストン

〕を削り、

トルコ イスタンブル

〕を

トルコ イスタンブル

に改める。

スペイン ラス・パルマス

〕を

カナダ トロント

に改め、

オーストラリア メルボルン

〕を

オーストラリア メルボルン

に改め、

メルボルン

〕を

五、〇〇〇 五、〇五二 四、六六六 四、七三三 三、八八八 三、五〇四 三、一〇六

〕を削り、同表総領事館の項中

二、三〇九、五五三七、七四〇六、五五三五、七〇五、一六〇四、七四〇四、六八三、九三一、五六三、八〇八

〕を

○小柳牧衛君 たゞいま議題となりました案の交換及び法律案につき、外務委員会における審議の終過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、マレーシアとの航空協定につき申し上げます。
日本航空株式会社は、日英航空協定に基づき、昭和三十三年以来、シンガポールへの運航を行なっておりますが、昭和三十八年九月、シンガポールがマレーシアの一部となつたため、マレーシアとの間に新たに航空協定を締結する必要が生じたのであります。この協定の締結により、わが国及びマレーシアの航空企業は、それぞれ両国間に定期航空業務を開設し得ることとなるのであります。

附 貸

メルボ	九、五三六	九、五三三	セ、七四〇六、五三五、七六〇五、一六、四、七四四、四	天人、三、九七二、五七六、一八
トルン	一、五三六	九、五三六	八、一〇〇六、五三六、〇四五、九〇四、五三四、一五〇四、七三三、三〇三	一〇、九三六
ヒュー	一、五三六	九、五三六	八、一〇〇六、五三六、〇四五、九〇四、五三四、一五〇四、七三三、三〇三	一、五三六
ストン	一、五三六	九、五三六	八、一〇〇六、五三六、〇四五、九〇四、五三四、一五〇四、七三三、三〇三	一、五三六
マドラ	一、五三六	九、五三六	八、一〇〇六、五三六、〇四五、九〇四、五三四、一五〇四、七三三、三〇三	一、五三六
ス	一、五三六	九、五三六	八、一〇〇六、五三六、〇四五、九〇四、五三四、一五〇四、七三三、三〇三	一、五三六
ラス・パ	一、五三六	九、五三六	八、一〇〇六、五三六、〇四五、九〇四、五三四、一五〇四、七三三、三〇三	一、五三六
ルマス	一、五三六	九、五三六	八、一〇〇六、五三六、〇四五、九〇四、五三四、一五〇四、七三三、三〇三	一、五三六
トロント	一、五三六	九、五三六	八、一〇〇六、五三六、〇四五、九〇四、五三四、一五〇四、七三三、三〇三	一、五三六

ア政府との間の協定の締結について承認を求める
の件を問題に供します。本件を承認することに賛
成の諸君の起立を求めます。

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)
第一条 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律
第二号)の一部を次のように改正する。

○副議長（豊政福徳君） 週半数と認めます。よつて本案は可決されました。

〔賛成者起立〕

公務員の給手に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

第四条第二項中「五千円マテ」を削り、「百二十円」を「二百円」に、「一百五十円」を「四百円」に、「三百七十円」を「六百円」に、「六百円」を「八百円」に改め、同条第三項中「五千円マテ」を「二百五十円」を削り、「三百七十円」を

○副議長（吉田謙吉） 日程第九、森林費用算定臨時措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を審議いたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長石井桂君。

(訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律
の一部改正)

附則に次の三項を加える。
法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

訴訟費用等割合割置法等の一部を改正する法律

三十日までに船等事由の生じた執行吏の恩給

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十六日

參議院議長 重宗 雄三殿

卷之三

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置

法律

昭和四十年四月二十八日 參議院會議錄第十七号

航空業務に関する日本国政府とマヒ措置法等の一部を改正する法律案

イシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

訴訟費用等臨時

五六七

の五を停止する。

24 第四項の規定は、第二十二項の規定による

恩給年額の改定について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十年十月一日から施行する。

2 第一条の規定の施行の際完結していない事項についての手数料及び立替金は、なお從前の規定による。

〔石井桂君登壇、拍手〕

○石井桂君　ただいま議題となりました訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本法律案の要旨は、第一に、執行吏の手数料等を全部として三割五分程度の増収となるよう増額すること。第二に、一般公務員恩給の改定に対応して、執行吏の恩給についても一割程度の増額。その他一般公務員との差異、俸給制など、執行吏制度の改正に関する審議の経過と見通し、執行吏恩給の支給状況、根拠法規、一般公務員恩給との関係等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、次いで採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案のとおり可決すべきもの決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

2 道路交通法の一部を改正する法律案
第一項第一項第十一号の四、第五百二十三条规定を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長天坊裕彦君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右 道路交通法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

昭和四十年二月二十三日
内閣総理大臣 佐藤 繁作

道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法の一部を改正する法律案

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)
の一部を次のよう改定する。

目次中「第六十四条」、「第七十一条」を「第六十一条」、「第七十一条の二」に、「第七十四条」、「第七十五条」を「第七十四条」、「第七十五条」に改め
る。

第二条第十一号中「小児用の車」を「身体障害者用の車いす及び小児用の車」に改める。
第三条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「自動三輪車」を削り、同条第二項を削る。
第四条第二項中「小児用の車」を「身体障害者用の車いす及び小児用の車」に改める。
第六十七条及び第七十一条中「第八十五条第三項」を「第八十五条第五項」に改める。

第四章第一節中第七十一条の次に次の二条を加える。

(自動二輪車の運転者の遵守事項)
第七十一条の二 自動二輪車の運転者は、政令で定める道路の区間ににおいては、乗用車ヘルメットをかぶらないで自動二輪車を運転し、又は乗用ヘルメットをかぶらない者を乗車

させて自動二輪車を運転してはならない。
この項において同じ。の運転者は、高速自動車国道及び公安委員会が指定した自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させない。

2 自動二輪車(側車付きのものを除く。以下この項において同じ。)の運転者は、高速自動車国道の次に次の二条を加える。

(安全運転管理者)
第七十四条の二 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者及び通運事業者(自動車の装置の整備に関する業務を除く。)を行なわせるため、総理府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について総理府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 自動車の使用者は、安全運転管理者を選任したときは、選任した日から十五日以内に、総理府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならない。これは解任したときも、同様とする。

3 公安委員会は、安全運転管理者が次条第一項、第二項又は第三項の規定に違反したときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者の解任を命ずることができる。

4 公安委員会は、前項の規定による命令をしよ

うとする理由を通知して、当該事案については百二十二条第一項第十一号の四、第五百二十三条规定については百二十二条第一項第十一号の四、第五百二十三条规定を改め、同条第四項中「自動三輪車第二種免許(以下「三輪第二種免許」という。)」を「牽引第二種免許」という。」を「原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)」及び「牽引免許」に、「九種類」を「八種類」に

弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えないればならない。

(罰則) 第一項及び第三項については百二十二条第一項第十一号の四、第五百二十三条规定については百二十二条第一項第十一号の四、第五百二十三条规定を改め、同条第四項中「自動三輪車第二種免許(以下「三輪第二種免許」という。)」を「牽引第二種免許」という。」を「原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)」及び「牽引免許」に、「九種類」を「八種類」に

昭和四十年四月二十八日 参議院会議録第十七号 道路交通法の一部を改正する法律案

6 第一種免許を受けた者は、第一項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という)によつて、牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法第四十一条第三号の車両総重量をいふ)が七百五十キログラムをこえるもの(以下「重被牽引車」といふ)を牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許又は大型特殊第二種免許(重被牽引車を除く)のほか、牽引免許を受けなければならない。

4 牽引免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、当該牽引自動車に係る免許又は大型特殊第二種免許を受けるべきである。牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

第五十五条に次の一項を加える。

6 第一種免許を受けた者は、第一項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」といふ)によつて、牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法第四十一条第三号の車両総重量をいふ)が七百五十キログラムをこえるもの(以下「重被牽引車」といふ)を牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許又は大型特殊第二種免許(重被牽引車を除く)のほか、牽引免許を受けなければならない。

4 牽引免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、当該牽引自動車に係る免許又は大型特殊第二種免許を受けるべきである。牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

第八十五条に次の一項を加える。

6 第一種免許を受けた者は、第一項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」といふ)によつて、牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法第四十一条第三号の車両総重量をいふ)が七百五十キログラムをこえるもの(以下「重被牽引車」といふ)を牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許又は大型特殊第二種免許(重被牽引車を除く)のほか、牽引免許を受けなければならない。

改め、同条第二項中「第一種免許を受けた者」を「前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者」に、「前項の表」を「同表」に改め、同項の表を次のよろに改める。

第一種免許の種類

運転することができる自動車等の種類

大型特殊免許	小型特殊免許
普通自動車	軽自動車
第一種原動機付自転車	第一種原付
第二種原動機付自転車	第二種原付
免許	免許
車両	車両
原動機付自転車	原付免許
車両	車両
原付免許	原付免許

自動三輪車	三輪免許
自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許
第一種原動機付自転車	第一種原付
第二種原動機付自転車	第二種原付
免許	免許
車両	車両
原動機付自転車	原付免許
車両	車両
原付免許	原付免許

に

第八十六条第一項の表中

大型特殊自動車	大型特殊第二種免許
自動三輪車	三輪第二種免許
自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許
第一種原動機付自転車	第一種原付
第二種原動機付自転車	第二種原付
免許	免許
車両	車両
原動機付自転車	原付免許
車両	車両
原付免許	原付免許

に

車両を牽引して当該牽引自動車を運転することはできない。第八十五条の付記中「第二項」を「第五項」に改める。

第八十六条第一項の表中

大型特殊自動車	大型特殊第二種免許
自動三輪車	三輪第二種免許
自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許
第一種原動機付自転車	第一種原付
第二種原動機付自転車	第二種原付
免許	免許
車両	車両
原動機付自転車	原付免許
車両	車両
原付免許	原付免許

に

改め、同条第二項中「第二種免許を受けた者」を「前項の表の下欄に掲げる第二種免許を受けた者」に、「前項の表」を「同表」に改め、同条に次の二項を加える。

3 牽引第二種免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を受けた者は、当該牽引自動車に係る免許(仮免許を除く)のほか、牽引第二種免許を受けなければならぬ。

4 牽引第二種免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を受けた者は、当該牽引自動車に係る免許(仮免許を除く)のほか、牽引第二種免許を受けなければならぬ。

第八十七条第一項の表中

大型特殊自動車	大型特殊第二種免許
自動三輪車	三輪第二種免許
自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許
第一種原動機付自転車	第一種原付
第二種原動機付自転車	第二種原付
免許	免許
車両	車両
原動機付自転車	原付免許
車両	車両
原付免許	原付免許

に

改め、同条第二項中「第一種免許を受けた者」を「前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者」に、「前項の表」を「同表」に改め、同項の表を次のよろに改める。

3 牽引第一種免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を受けた者は、当該牽引自動車に係る免許(仮免許を除く)のほか、牽引第一種免許を受けなければならぬ。

4 第二項及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第三項又は第一百三条第二項第二号若しくは第三号若しくは同条第三項第一号に掲げる旅客自動車運送事業(以下「旅客自動車運送事業」といふ)の用に供される自動車(以下「旅客自動車」といふ)又は旅客自動車運送事業の用に供される重被牽引車(以下「旅客用車両」といふ)であるときは、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、当該旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて当該旅客用車両に次の一項を加える。

4 第二項及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第三項又は第一百三条第二項第二号若しくは第三号若しくは同条第三項第一号に掲げる旅客自動車運送事業(以下「旅客自動車」といふ)の用に供される自動車(以下「旅客自動車」といふ)又は旅客自動車運送事業の用に供される重被牽引車(以下「旅客用車両」といふ)であるときは、第二項及び第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者を含まないものとする。

第九十七条第一項中「輕免許、第二種原付免許及び原付免許」を削り、「第一種原付免許」を「原付免許」に改め、「及び第三号」の下に「牽引免許の運転免許試験にあつては第一号、第二号及び第四号」を加える。

び 軽免許 小型特殊自動車及び原動機付自転車 を削る。

第一百六条の見出しを「(国家公安委員会への報告)」に改め、同条前段を次のように改める。
公安部委員会は、第九十条第一項本文の規定により免許を与へ、若しくは同項ただし書、同条第三項、第二百三十三条若しくは第二百三十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき(總理府令で定める場合に限る)、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に關し總理府令で定める事由が生じたときは、總理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

第一百七条の二ただし書を次のように改める。
ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し、又は牽引して当該牽引自動車を運転する場合は、この限りでない。

第一百七条の七第一項中「三輪免許」を削り、「第一種原付免許、第二種原付免許」を「原付免許」に改める。
第一百八条中「(昭和二十四年法律第二百四十一号)」を削る。

第一百十条中「全國的な幹線道路」の下に「(高速自動車国道を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

2 国家公安委員会は、高速自動車国道における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るために特に必要があると認めるときは、公安部委員会に対し、当該道路におけるこの法律の実施に関する事項について指示することができる。

第一百十二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第百三三条第八項前段(第九十条第六項又は第二百七条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による講習を受けようとする者は、講習手数料を当該都道府県に納めなければならぬ。

官報号外

第二項若しくは第三項」を「第三項」に改める。
第一百九条第一項第十二号中「第七十五条(車両等の運行を管理する者の義務)」の下に「第一項、第二項若しくは第三項」を加える。

第一百二十条第一項第十一号の三の次に次の二号を加える。
第一の四 第七十四条の二(安全運転管理者)第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定による公安部委員会の命令に従わなかつた者

第二百二十二条第一項第九号の次に次の二号を加える。

第二百二十二条第一項第九号の次に次の二号を加える。
第一の二 第七十七条の二(安全運転管理者)第二項の規定に違反した者

第二百二十三条中「第十号、第十一号」の下に「第十一号の四」を加え、「若しくは第八号」を「第

八号若しくは第九号の二」に改める。
第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

第三条及び第五十九条第二項中「軽自動車」を削る。
第八十四条第三項中「、軽自動車免許(以下「軽免許」という。)」を削り、「八種類」を「七種類」に改める。

第八十五条第一項の表中
軽自動車 軽免許

を削り、同条第二項の表中「軽自動車」及

規定期は同日から三年を経過した日から施行する。

第八十八条第一項第一号中「、軽免許(軽自動車に係る仮免許を含む。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律中第一条及び附則の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から、第二条の規定は同日から三年を経過した日から施行する。

(自動三輪車免許等に関する経過規定)

第二条 第一条の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)の規定による運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる同条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)の規定による運転免許とみなす。

旧法の規定による運転免許	新法の規定による運転免許
自動三輪車免許	普通自動車免許
第一種原動機付自転車免許	原動機付自転車免許
第二種原動機付自転車免許	自動二輪車免許
自動三輪車第二種免許	普通自動車第二種免許

自転三輪車に係る仮運転免許	普通自動車に係る仮運転免許
第一の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧法の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。	新法の規定による運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。
第一の規定の施行の際(以下「改正法の施行の際」という。)既に旧法の規定による自動三輪車免許、自動三輪車第二種免許若しくは自動三輪車に係る仮運転免許を受けている者又は施行日前により公安部委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定による自動三輪車に係る免許を受けることができる。	新法の規定による運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれららの運転免許に相当する新法の規定による運転免許を受けた者が運転することができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安部委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定による自動三輪車に係る免許を受けることができる。

4 改正法の施行の際現に旧法の規定による第二種原動機付自転車免許を受けていた者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれららの運転免許に相当する新法の規定による運転免許を受けた者が運転することができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安部委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定による自動三輪車に係る免許を受けることができる。

5 改正法の施行の際現に旧法の規定による第二種原動機付自転車免許を受けていた者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に自動二輪車免許を受けた者が運転することができる自動二輪車は、政令で定めたことにより同日以後に自動二輪車免許を受けた者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したとき、又は前項に規定する者が同項の規定により運転することができる自動二輪車以外の自動二輪車を運転したときは、その行為は、新法の規定(罰則を含む。)の適用については、新法第六

十四条の規定に違反する行為とみなす。

(大型自動車免許等に関する特例)

第三条 改正法の施行の際現に旧法の規定による運転免許（小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許及び仮運転免許を除く。）を受けていた者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は第百三十条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止される間を除く。）は、新法の規定による自動二輪車免許を受けたものとみなす。

改正法の施行の際現に旧法の規定による大型特殊自動車免許、自動二輪車免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は第百三十条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止される間を除く。）は、新法の規定による軽自動車免許を受けたものとみなす。

（牽引免許等に関する特例）

第四条 改正法の施行の際大型特殊自動車で牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、もつぱら牽引のために使用されるもの（以下「牽引車」という。）に係る旧法の規定による大型特殊自動車免許を受けたものとみなす。

改訂法の施行の際現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引免許を受けたものとみなす。

改訂法の施行の際牽引車に係る旧法の規定による大型特殊自動車第二種免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けたものとみなす。

受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引第一種免許を受けたものとみなす。

改訂法の施行の際旧法の規定による大型特殊自動車免許を受けた者は、新法の規定による大型特殊自動車第二種免許を受けたものとみなす。

改訂法の施行の際現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引免許を受けたものとみなす。

改訂法の施行の際牽引車に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該牽引車を運転免許を受けた者は、同日から六月間は、その者が牽引車によって牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムをこえるものを牽引して当該牽引車を運転する場合を除き、牽引第二種免許を受けたものとみなす。

（三年経過後における軽自動車免許及び自動三輪車免許に関する経過規定）

第五条 施行日から三年を経過する際における運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる運転免許とみなす。

從前の運転免許 第二条の規定による改訂後の道路交通法（以下「三年後の新法」という。）の規定による運転免許

軽自動車免許 普通自動車免許

軽自動車に係る仮運転免許 普通自動車に係る仮運転免許

2 施行日から三年を経過した日前に従前の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

3 施行日から三年を経過する際第一項の表の上欄に掲げる運転免許を現に受けている者又は施行日から三年を経過した日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許に相当する同表の下欄に掲げる運転免許を受けた者が運転することができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、従前の軽自動車に限るものとする。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。

4 前項に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したときは、その行為は、三年後の新法の規定（罰則を含む。）の適用については、同法第六十四条の規定に違反する行為とみなす。

5 附則第二条第三項に規定する者は、施行日から三年を経過した日以後は、同項前段及び同条第五項の規定にかかわらず、従前の軽自動車を運転することができる。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のよう改訂する。

第二条第四号中「及び二輪の軽自動車」及び「これらの」を削る。

〔天坊裕彦君登壇、拍手〕

○天坊裕彦君 大だいま議題となりました道路交

通法の一部を改訂する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、最近における道路交通の実情にかんがみ、自動車における人身事故を防止し、その他、自動車の安全運転の確保をはかるため、

第一に、一定台数以上の自動車を使用する者は、安全運転管理者を選任しなければならないことに対するとともに、現行法の自動二輪車、一輪の軽自動車及び第一種原付自転車の運転者等に保護帽の着用義務等を課し、

第二に、軽自動車等に対する運転免許の資格要件を強化し、かつ、その制度の合理化をはかるため、自動三輪車免許及び第二種原付自転車免許を

廃止するとともに、自動車等の種類として自動三輪車を普通自動車とし、二輪の軽自動車、第二種原付自転車を自動二輪車とする等、関係規定を整備するものであります。四輪及び三輪の軽自動車につきましては、その資格要件をいま直ちに強化することは、社会的に少なからぬ影響があると考えられますので、その実施を三年間延期し、三年後に自動車の種類としての軽自動車を普通自動車にすることにいたしております。

第三に、高速自動車国道における交通の特殊性に対するとともに、現行法の自動二輪車、一輪の軽自動車及び第一種原付自転車の運転者等に保護帽の着用義務等を課し、

第四に、都道府県公安委員会に対し、必要な事項を指示し、一元的に処理させることができること等を、交

つき所要の修正が加えられております。

本委員会におきましては、臨調の改革意見に対する

運輸省の見解、空港の整備状況、民間航空の

パイロットの養成並びに需給状況、国鉄の安全輸

送対策等について質疑が行なわれましたが、その

詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、

これより採決をいたします。

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、

これより採決をいたします。

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、

これより採決をいたしました。

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 次に、行政監理委員会設置法案及び運輸省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 次に、行政監理委員会設置法案及び運輸省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 次に、海上運送法の一部を改正する法律案

ざいませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員会理

事江藤智君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

海上運送法の一部を改正する法律案

右
昭和四十年三月十日

内閣監理大臣 佐藤 榮作

国会に提出する。

は、その積載貨物

第四条第三号中「運航計画」を「事業計画」に改め

る。

第五条第二号中「旅客不定期航路事業」を「自動

車航送定期航路事業若しくは旅客不定期航路

事業」に改める。

第八条第一項中「料金」の下に「並びに自動車航

送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動

車航送に係る運賃及び料金」を加える。

第九条第二項中「小荷物」の下に「運送並びに

自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては

当該自動車航送につき、「」を加える。

第十一條見出しを含む。)中「運航計画」を「事業

計画」に改める。

第十二条中「小荷物の運送」の下に「並びに自動

車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該

自動車航送を加える。

第十三条第一項中「旅客、手荷物及び小荷物を

運送の申込の順序により、運送」を「運送の申込

第一項中「海運代理店業、検数業、鑑定業及び

検量業」を「及び海運代理店業」に改める。

目次中「海運代理店業、検数業、鑑定業及び

検量業」を「及び海運代理店業」に改める。

一部を次のよろに改正する。

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の

一部を次のよろに改正する。

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

改める。

第十九条の六中「省令で定めるもの」の下に「並

びに自動車航送に係る自動車及びその積載貨物」

を加える。

第二十一条の見出し中「旅客不定期航路事業」を

「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航

路事業」に改め、同条第一項中「一定の航路」を「自

動車航送をする貨物定期航路事業(本邦の港と本

邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各

港間ににおける自動車航送をする貨物定期航路事業

及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の自動車

航送をする貨物定期航路事業を除く。以下「自動

車航送貨物定期航路事業」という。)又は一定の航

路に改める。

第二十二条中「旅客不定期航路事業」を「自動車

航送貨物定期航路事業を営む者(以下「自動車航送

貨物定期航路事業者」という。)又は旅客不定期航

路事業に改める。

第二十三条第一項中「運輸大臣は、」の下に「自動

車航送貨物定期航路事業者が正当な理由がないの

に一年以上自動車航送をしなかつたとき、又は「

を、「旅客の運送」の下に「及び自動車航送をする

旅客不定期航路事業者にあつては当該自動車航

送」を加える。

第二十三条の二第一項及び第二項中「旅客不定

期航路事業者」を「自動車航送貨物定期航路事業者

又は旅客不定期航路事業者」に改め、同条第三項

中「旅客不定期航路事業者」を「自動車航送貨物定期航路事業者又は旅客不定期航路事業」に改める。

第二十三条の三中「旅客不定期航路事業者」を

「自動車航送貨物定期航路事業者又は旅客不定期

航路事業」に改める。

第二十三条の三中「旅客不定期航路事業者」を

「自動車航送貨物定期航路事業者又は旅客不定期

る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

【江藤智君登壇、拍手】

○江藤智君　ただいま議題となりました二法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

海上運送法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正点の第一は、道路整備が進むにつれて自動車交通が活発になり、これに伴って、自動車航送船、いわゆるカー・フェリーが、近年、瀬戸内海を中心に全国的に急増する趨勢にありますので、これら事業の適正化をはかるため、自動車航送を行なう定期の貨物航路事業を許可制とするほか、運賃料金、運送約款を認可制となるなどの規制を加えることとなります。

第二は、定期航路事業における貨物の運送秩序に関する勧告が、不定期航路事業者に対しても行なえるように改めることとなります。

委員会におきましては、カー・フェリー事業の現状、カー・フェリーの構造と安全性の確保、運賃料金設定の基準及び外航定期航路の安定と独占禁止法運用との関連等につきまして、熱心な質疑が行なわれた後、討論、採決の結果、全会一致で、本改正法案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本国有鉄道法は、日本国有鉄道の組織と運営に関する基本法であります。

本法律案による改正点の第一は、志免炭鉱の閉山に伴い、業務の範囲から採炭事業を削除したことであります。

第一は、業務の運営上、特に必要がある場合に限り、現物出資をすることができるよう投資条項を改めたことであります。

第三は、鉄道債券の債権者に、民法の規定による一般の先取り特権に次ぐ先取り特権を与える旨を規定したことであります。

委員会におきましては、出資条項に新たに現物出資に関する事項を明文化した理由、現物出資財産の評価の方法、国鉄出資会社の経営の現状及び特別鉄道債券消化の方策等につきまして、熱心な質疑が行なわれた後、討論、採決の結果、全会一致をもつて、本改正法案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、

これより採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第十六、理学療法士及び作業療法士法案(内閣提出)を議題といたしました。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長藤田藤太郎君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

右

国会に提出する。

昭和四十年三月一日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 免許(第三条―第八条)
第三章 試験(第九条―第十四条)
第四章 業務(第十五条―第十七条)
第五章 審議会(第十八条―第二十条)
第六章 裁則(第二十一条・第二十二条)

附則

第一章 総則
(この法律の目的)

第一条 この法律は、理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が、適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他物理的手段を加えることをいう。

第三条 厚生省に理学療法士名簿及び作業療法士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 諸金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 素行が著しく不良である者

四 精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかるている者

(理学療法士名簿及び作業療法士名簿)

第五条 厚生省に理学療法士名簿及び作業療法士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第六条 免許は、理学療法士名簿又は作業療法士名簿に登録することによつて行なう。

第七条 理学療法士又は作業療法士が、第四条各

4 この法律で「作業療法士」とは、厚生大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、理学療法士又は作業療法士について前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

3 第一項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

4 厚生大臣は、第一項又は前項に規定する処分をしようとするときは、理学療法士作業療法士審議会の意見をきかなければならない。

5 厚生大臣は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(政令への委任)

第八条 この章に規定するものほか、免許の申請、理学療法士名簿及び作業療法士名簿の登録、訂正及び削除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関する必要な事項は、政令で定める。

(試験の目的)

第九条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験は、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能について行なう。

官報(号外)

(試験の実施)

第十一条 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行なう。

(理学療法士国家試験の受験資格)

第十二条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)

第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 作業療法士その他政令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した

理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの

三 外国で作業療法士の免許

施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許を準用する

(作業療法士国家試験の受験資格)

第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により

大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 理学療法士その他の政令で定める者で、文部

大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に關する知識及び技能を修得したもののマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十七号)第一条の規定は、適用しない。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定により

理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(不正行為の禁止)

第十三条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に關して不正の行為があつた場合には、

その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十四条 この章に規定するものほか、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の科目、受験手続、受験手数料その他の試験に關し必要な事項並びに第十一條第一号及び第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに第十二條第一号及び第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務

(業務)

第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)

第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかる

わらず、診療の補助として理学療法又は作業療

法を行なうことを業とすることができる。

2 番議會は、前項に規定する事項のほか、文部

大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、第十一條第一号及び第二号の学校又は理学療法士養成施設

て、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十七号)第一条の規定は、適用しない。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定により

理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(秘密を守る義務)

第十六条 理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第十七条 理学療法士又は作業療法士といふ名稱又は職能療法士その他の理学療法士にまぎらわしい名稱を使用してはならない。

2 作業療法士でない者は、作業療法士といふ名稱又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名稱を使用してはならない。

第五章 審議會

(審議會)

第十八条 厚生大臣の諮問に応じて、理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する重要な事項を調査審議させ、並びに理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に、附屬機関として理学療法士作業療法士審議會(以下「審議會」といふ)を置く。

の指定並びに第十二条第一号及び第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関する重要な事項を調査審議するものとする。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十九条 審議会の委員その他理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて改正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(政令への委任)

第二十条 この章に規定するもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(第六章 罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条の規定に違反した者
- 二 第十九条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
- 三 第二十二条の規定に違反して論ずる。
- 四 第七条第一項の規定による理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止命令に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。ただし、第五章の規定は公布の日から、第十条の規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

(附則)

二 第十七条の規定に違反した者

(免許の特例)

2 厚生大臣は、外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者又は作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であつて、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を有すると認定したものに対しては、第三条の規定にかかるわらず、当分の間、理学療法士又は作業療法士の免許を与えることができる。

(受験資格の特例)

3 この法律施行の際現に理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は施設であつて、文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を修業中であつた者は、第十二条第一号又は第十二条の規定にかかるわらず、それぞれ理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることができる。

4 この法律の施行後その学校又は施設を卒業した者は、第十二条第一号又は第十二条の規定にかかるわらず、それぞれ理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることができる。

5 前項に規定する者については、第十四条の規定に基づく理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する省令において、科目その他の事項に關し必要な特例を設けることができる。

6 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十二条第一号、第十二条第一号及び附則第四項第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

7 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条各号列記以外の部分中「甲種看護婦」を「看護婦」に改め、「厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人」の下に「理学療法士、作業療法士」を加え、同条第一号中「保健婦、助産婦、甲種看護婦、厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人 金千円」を「保健婦、助産婦、看護法士、作業療法士」を加える。

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十九号の二の次に次の二号を加える。

三十九の三 理学療法士又は作業療法士の養成施設を指定し、並びに理学療法士又は作業療法士の試験、免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び名称の使用的停止を命ぜること。

四十一条第三号中「歯科技工士」の下に「理学療法士、作業療法士」を加える。

四十一条第三号中「准看護婦」の下に「理学療法士、作業療法士」に改める。

四十二条第五項中「及び准看護婦並びに心身に障害のある者に対する医学的管理の下に行なわれる機能回復訓練又は職能訓練の業務に從事する者」を「准看護婦、理学療法士及び作業療法士」に改める。

9 保健婦助産婦会

厚生大臣の諮問に応じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験及び准看護婦試験に関する重要な事項を調査審議し、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどる外文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第十九条から第二十二条までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要な事項を調査審議すること。

10 理学療法士及び作業療法士法案

11 第二十九条第一項の表中

「保健婦助産婦
看護婦審議会」

厚生大臣の諮問に応じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験及び准看護婦試験に関する重要な事項を調査審議し、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどるほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条から第二十二条までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要な事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に応じて、理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する重要な事項を調査審議し、並びに理学療法士国家試験の及び作業療法士国家試験実施に関する事務をつかさどるほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年第一号）第十一条第一号及び第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに同法第十二条第一号及び第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関する重要な事項を調査審議すること。

次の点に留意すること。

一、経過措置としての試験については、従来の経験を充分にしん酌して行なうよう配慮すること。

二、病院、診療所以外において、理学療法又は作業療法を業としている者であつても、医師の指示の下に、一定数以上の患者を扱つているものについては、受験資格を附与するよう考慮すること。

これより採決をいたします。

右報告いたしました。（拍手）

○副議長（重政庸徳君） 別に御発言もなければ、

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君） 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君） 日程第十七、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する特別委員長白木義一郎君。

〔賛成者起立〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の本院提出案はここに送付する。

公職選挙法の一部を改正する法律案

昭和四十年四月九日

参議院議長 重宗 雄三殿 中

公職選挙法の一部を改正する法律

目次中「第二十七条（補充選挙人名簿の縦覧等）」を百二十二条（補充選挙人名簿の期日、期間等の告示）を「第二百二十二条（同時選挙の場合の補充選挙人名簿）」に改める。

第二十六条第一項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日」に、

〔登録の申請又は〕を「当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日までに」に改め、同条第三項中「補

充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日」に改め、「達しなくとも」の下に

「当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日までに」を加え、「申出により」を「申出をしたことにより」に改め、同条第四項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日の現

在」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第二項の規定による補充選挙人名簿の登録の申出をしようとする者は、当該市町村の選挙管理委員会に対し、現に効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はこれらの抄本の閲覧を求めることができる。

第二十七条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ補充選挙人名簿の縦覧の場所を告示しなければならない。

第二十七条第三項中「調製、縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間並びに申訴の期間及び方法等は、政令で定めるところにより」を「調製の期間並びに縦覧、異議の申出に

対する決定及び確定に関する期日及び期間等は、改める。

第一百二十二条の見出しを「同時選挙の場合の補充選挙人名簿」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第百十九条(選挙の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行なう場合においては、補充選挙人名簿については、選挙の期日がさきに告示された選挙につき調製された補充選挙人名簿によるものとする。

第一百四十条の二第一項中「衆議院議員及び都道府県知事の選挙において午前九時から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙において午前七時から午後八時までの間に限り」と「衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において午前九時から午後五時までの間に限り」に改める。

第二百一条の十二第一項中「衆議院議員及び都道府県知事の選挙については午前九時から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙については午前七時から午後八時までの間に限り」と「衆議院議員及び都道府県知事の選挙について午前九時から午後五時までの間に限り」に改める。

第二百七十三条の二に次の二項を加える。

ただし、第二十六条第二項(補充選挙人名簿の登録の申出)の規定による登録の申出及び同条第六項(選挙人名簿の閲覧)の規定による閲覧の請求は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第二十六条、第二十七条、第一百二十二条及び第一百七十条の二の改正規定は、昭和四十年五月一日から施行する。

この法律による改正後の公職選挙法第百四十四条の二及び第二百一条の十二の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行日の(以下「施行日」という)以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、都道府県知事の選挙については施行日から起算して一月を経過した日から適用する。

施行日以後はじめて行なわれる衆議院議員の選挙の期日を告示された衆議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施行日から起算して一月を経過した日の前日までにその選挙の期日を告示された都道府県知事の選挙については、なお、この法律による改正前の公職選挙法の規定(第二十六条、第二十七条、第一百二十二条及び第一百七十条の二の規定を除く。)の例による。

(補充選挙人名簿に関する経過措置)
○白木義一郎君登壇、拍手
〔白木義一郎君登壇、拍手〕
○白木義一郎君、ただいま講題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

御承知のとおり、補充選挙人名簿の登録手続並びに連呼行為ができる時間等につきましては、昨年七月改正が行なわれたのであります。本案は、さらにそれらの事項の制度面並びに運用面につきまして合理化をはかるとするものであります。

本委員会におきましては、四月十三日、提出者衆議院議員鈴木善幸君から提案理由の説明を聴取して後、慎重審査をいたしましたが、その詳細は、会議録によつてごらん願いたいと存じます。

かかるて四月二十七日質疑を終局し、討論に入りましたところ、公明党から、本案は、公示または告示によって選挙に対する関心が高まるのが一般的の実情であるのに、公示または告示後の登録申請が打ち切られることは、公明選挙のはなはだしい後退であること、このたびの参議院通常選挙の場合、公示後、現行法による補充名簿調製現在日までに新たに二十歳に達する数万人の者が選挙権を失うこと、登録申し出等の受付時間を制限することにより、選挙民の自由をはなはだしく制限すことになり、民主主義に逆行する改悪であるこ

よる改正後の同法第二十六条、第二十七条及び第一百二十二条の規定にかかわらず、昭和四十年五月一日以後においても、なおその効力を有す

る。(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の適用前にした行為及び附則第二条第二項の規定によりこの法律による改正前の公職選挙法の規定(第二十六条、第二十七条、第一百二十二条及び第一百七十条の二の規定を除く。)の例により行なわれる選挙に關してこの法律の適用後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一に、補充選挙人名簿は、選挙の期日の公示または告示の前日までに登録の申し出をした者について調製することとして、選挙期日の公示または告示後に登録の申請ができる制度を廃止することといたしております。また、登録の申し出をしたとする者は、必要がある場合、選挙人名簿または抄本の閲覧を求めることができるものとし、

第三条 昭和四十年四月三十日までにその選挙の期日を公示又は告示された選挙については、この法律による改正後の公職選挙法第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第一百七十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この法律による改正前の公職選挙法の規定により調製された補充選挙人名簿は、この法律に登録の申し出及び名簿等の閲覧請求のできる時間

昭和四十年四月二十八日 参議院会議録第十七号

公職選挙法の一章を改正する法律案

五八一

と等を内容とする反対意見が述べられ、また日本社会党から、選挙は民主国家の基本であることにかんがみ、選挙法の改正には議員立法は避けるべきであること、国民の意思や行動が、取り締まり当局の判断によって精神的に制限を受けることのないよう配意すること、今回の改正法の施行により、いささかでも不都合の起きないよう選挙民に周知徹底させ、遺憾のないようにすることの要望を付して賛成意見が述べられ、次いで採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 本案に對し、討論の通告がござります。発言を許します。鈴木一弘君。

官報外号

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君 私は公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております公職選挙法の一部を改正する法律案に反対の討論をなさんとするものであります。

反対の第一の理由は、本改正案提出に至る不純な動機であります。その動機は、いわゆる集団移動の問題にあると見るのであります。衆議院の島上議員の発言によつて、集団移動をあたかも公明党が行なつてゐるような印象を与えたことから、この問題が起きたのであります。集団移動に対するは、わが党の小平議員等が、さきの国会に、赤澤前自治大臣にその真否をたたし、今国会では吉武自治大臣に再度質問して、その席上、その事実はあり得ないといふ政府答弁があつたのであります。この答弁からもわかるように、集団移動なる愚劣なる行動は、事実無根であつたのであります。しかしに、わが党的衆議院進出の声に驚いた各党は、水鳥の羽音に飛び立つた平家のこと

く、この問題を取り上げ、これが今回の本改正案となつてあらわれたと見るのであります。これは全く、公明党の進出を国法の力で抑えようとする卑劣きわめる策謀であり、治安維持法下の弾圧と少しも異なるものであります。このよう絶対に反対するものであります。

反対の第二の理由は、選挙法改正の姿勢についてであります。公職選挙法は、選挙人の自由な意思により、選挙が公明適正に行なわれることによ

り、民主政治の健全な発達を期することを目的として制定されているのであります。したがつて、選挙法の改正は慎重であらねばならないし、その上に、民主政治の発展によりよく貢献しなければ、百害あって一利なしといふことになるのであります。このことからしても、選挙法の改正をなさんとするには、まず選挙制度審議会に諮問し、そ

の衆議院による結論によつて審議を行なうべきが常道であり、正しい姿勢であります。ところが今回の改正は、その答申を求めるのでもなく、急遽、自民・社会・民社の三党共同提案でなされているのであります。いわば、調査も不十分なら、意見を従事するのも不十分な、即席的な改正であります。このよう、最も民主政治の土台となる選挙のため、物理的、時間的に調査確認ができないままに登録してしまつたと言つておりますが、これわずか一週間の間に申請を行なつております。このため、物理的、時間的に調査確認ができないままに登録してしまつたと言つておりますが、これ後はやはり一時に集中することは避けられないのです。このことは、事務能力の適正化を行なう必要があります。申し出制度一本に改正しても、調査確認の事務はやはり一時に集中することは避けられないのです。申し出制度一本に改正しても、調査確認の事務はやはり一時に集中することは避けられないのです。このことは、事務能力の適正化を行なうならば、えて公示後の申請の制度を廃止する必要が全くないのであります。

さうに、補充選挙人名簿の登録の申し出と、選挙人名簿の閲覧のできる時間を、選管の職員の執務時間内にしております。このようになりますと、土曜日の午後及び日曜日などには、登録ができます。しかるに、現在に至りました、会社、労働者等に漏れている人々が三割も四割もいるのあります。このような人々にも、広く選挙の権利を付することを禁止するべきであるという答申は、何らの実現を見ていないのであります。買収は、何らの実現を見ていないのであります。買収供応を禁止して明朗な選挙を行なうこととは、国民の心からの願いであります。かかる国民全部の要望であるところの選挙の公明化、净化への基本的问题を、何ら取り上げないで、いたずらに選挙権登録の問題という末梢的技術的改悪を強行することは、選挙民を愚弄することもはなはだしい限りと言えるのであります。

反対の理由の第四は、憲法に保障されている國固有の権利である選挙権に対する不当なる弾圧

であります。本改正案の内容を見ますと、補充選挙人名簿は、選挙期日の公示または告示の日の前日までに登録の申し出をした者について調製することにして、現在の選挙の公示または告示後に登録の申請ができる制度を廃止することになつておられます。これは選挙の管理の面を重視するあまり、選挙民の立場を無視するものと言わざるを得ません。さきの通常選挙の例によると、東京三区内で一日平均三万七千五百人の者が申請期間のわずか一週間の間に申請を行なつております。このため、物理的、時間的に調査確認ができないままに登録してしまつたと言つておりますが、これ後はやはり一時に集中することは避けられないのです。このことは、事務能力の適正化を行なう必要があります。申し出制度一本に改正しても、調査確認の事務はやはり一時に集中することは避けられないのです。このことは、事務能力の適正化を行なうならば、えて公示後の申請の制度を廃止する必要が全くないのであります。

さうに、補充選挙人名簿の登録の申し出と、選挙人名簿の閲覧のできる時間を、選管の職員の執務時間内にしております。このようになりますと、土曜日の午後及び日曜日などには、登録ができます。しかるに、現在に至りました、会社、労働者等に漏れている人々が三割も四割もいるのあります。このような人々にも、広く選挙の権利があるかないかに関心を持つのが実態であります。本法律案には、この点の配慮が何もなされておりません。しかも、東京、大阪のような大きくなつてくるのであります。これは全く、選挙民を無視した、官僚專制の姿であります。通

のは「産炭地域關係保証及びその他の保証」とし、当該債務者とする。

第四条中「これらの規定中「百分の七十」と」を「法第三条第二項中「百分の七十」とあり、法第五条中「百分の七十（特別小口保険にあつては、百分の八十）と」に改める。

第五条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十年四月八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十年四月八日

衆議院議長 船田 中

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十年四月八日

参議院議長 重宗 雄三殿

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十年四月八日

衆議院議長 船田 中

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

に改め、「一億円」の下に「（会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するため特に必要があると認められる場合において、通商産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた金額）」を、こととなるとき」の下に「又は同項第一号の規定により転換社債を引き受ける場合において、当該引受けに係る転換社債のすべてが当該引受けの時において株式に転換されたものとすればその株式会社の資本の額が一億円をこえることとなるとき」を、「その新株」の下に「又は転換社債」を加える。

第九条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 転換社債の引受けの相手方の選定の基準、転換社債の転換の条件に関する基準、転換社債の引受けの限度、転換社債の転換の請求の時期及び転換社債の償還期限に関する基準

第二十条第二号中「新株」の下に「又は転換社債」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

第三の、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案は、中小企業の自己資本の充実を促進するため、この会社の営む事業に転換社債の引き受け及び保有を追加するとともに、投資先企業の増資後の資本金が一億円までの場合も、増資新株の再引き受けができる等の改正をしようとするものであります。

商工委員会では、右三法案を便宜一括して審査をいたしました。政府の中小企業対策、特に中小企業の近代化、高度化等、多方面にわたり、各委員と政府側との間に、きわめて熱心な質疑応答が重ねられたのであります。その詳細は会議録によつて御承知願います。

第一の、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案は、中小企業の近代化を一そく促進するため、中小企業高度化資金の償還期間を五年から七年に延長し、さらには、公害処理施設を助成するため、汚水またはばい煙処理施設の貸付金の償還期間は、七年から特に九年まで延長しようとするものであります。

第二の、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、小企業者に対する金融の円滑化に資する

ため、特別小口保険制度を創設しようとするものであります。

一定の要件を備えた小企業者に対して、信用保証協会では、担保、保証人なしでも、三十万円を限度として信用保証をなし、協会は保険公庫と特別小口保険を契約することにより、万一返済不能等の事故が生じましたときには、その八割までを保険によりカバーしようとするとあります。

小企業者の範囲は、使用する従業員五人以下、ただし、商業、サービス業では二人以下であります。が、本法案では、新たに、企業組合で従事組合員数五人以下のものも小企業者とすることにしております。

第三の、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案は、中小企業の自己資本の充実を促進するため、この会社の営む事業に転換社債の引き受け及び保有を追加するとともに、投資先企

業の増資後の資本金が一億円までの場合も、増資新株の再引き受けができる等の改正をしようとするものであります。

第三の、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案は、中小企業の自己資本の充実を促進するため、この会社の営む事業に転換社債の引き受け及び保有を追加するとともに、投資先企

業の増資後の資本金が一億円までの場合も、増資新株の再引き受けができる等の改正をしようとするものであります。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長（重政庸徳君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○副議長（重政庸徳君） 三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長（重政庸徳君） 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○副議長（重政庸徳君） 日程第二十一、漁港法の一部を改正する法律案、

○副議長（重政庸徳君） 日程第二十二、森林開発公團法の一部を改正する法律案、

○副議長（重政庸徳君） 日程第二十三、山村振興法案（衆議院提出）、以上三案を括して議題とすることに御異議ございませんか。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

○副議長（重政庸徳君） 「異議なし」と呼ぶ者あり

ます、委員長の報告を求めます。農林水産委員長仲原善一君。

会社の自主性を尊重すべきである。「とう附帯決議を付したい旨の発言があり、向井委員より、三法案並びに右の附帯決議案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終わり、三法案を順次採決いたしましたところ、三法案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、椿委員提出の附帯決議案を採決し、これまで全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。

○副議長（重政庸徳君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○副議長（重政庸徳君） 三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長（重政庸徳君） 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○副議長（重政庸徳君） 日程第二十一、漁港法の一部を改正する法律案、

○副議長（重政庸徳君） 日程第二十二、森林開発公團法の一部を改正する法律案、

○副議長（重政庸徳君） 日程第二十三、山村振興法案（衆議院提出）、以上三案を括して議題とすることに御異議ございませんか。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

○副議長（重政庸徳君） 「異議なし」と呼ぶ者あり

ます、委員長の報告を求めます。農林水産委員長仲原善一君。

昭和四十年四月二十八日 参議院会議録第十七号

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案外二件 漁港法の一部を改正する法律案外二件

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案外二件 漁港法の一部を改正する法律案外二件

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案外二件 漁港法の一部を改正する法律案外二件

五八五

審査報告書

漁港法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告す。

昭和四十年四月二十七日

農林水産委員長 仲原 善一

参議院議長 重宗 雄三殿

- 1 附則第一項を次のように改める。
この法律は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和四十年度以降の予算に係る補助金（昭和四十年度以降に繰り越された昭和三十九年度の予算に係る補助金を除く。）について適用する。

官報 (号外)

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、漁港の整備を促進することとに、沿岸漁業の構造改善に資するため、国の助成に係る沿岸漁業の構造改善事業が行なわれてゐる都府県において、第一種漁港及び第二種漁港の漁港修築事業を、国以外の者が施行する場合に、基本施設の修築に要する費用について、国は、当分の間、当該費用の百分の五十を補助しようとする等の改正を行なうとするもので、妥当な措置と認める。

なお、施行期日等について所要の修正を加え、別紙のような附帯決議を行なつた。

一般会計予算に、約三億三千三百八十万円が計

上されている。

附帯決議

水産業の基盤たる漁港の果す役割は益々加重されてきているので、政府は、左記事項についてその実現に努力すべきである。

記

- 1 一、局部改良事業に対し、修築事業及び改修事業と同様に補助率引上げに努力すること。
- 2 一、本法律案の改正による補助率引上げは、実際に地元漁業従事者及びその団体の上にその利益が均てんされるよう特段の配慮をすることが、右決議する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

漁港法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）の一部

- 1 一、附則第一項を次のように改正する。

附則中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項後段を削り、同項の次に次の二項を加える。

一、費用

本法施行に必要な経費として、昭和四十年度

八年法律第二百六十五号）第八条第一項の構造改善事業がその区域内において行なわれてゐる都府県における第一種漁港又は第二種漁港についての漁港修築事業であつて当該構造改善事業の目的とする沿岸漁業の構造改善に資すると認められるものを國以外の者が施行する場合には、基本施設の修築に要する費用について、國は、

も、当分の間、第二十条第三項に定める割合によらず、当該費用の百分の五十を補助する。

前二項の場合には、第二十条第四項中「前二項」とあるのは「前二項又は附則第二項若しくは第三項」と、同条第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項若しくは第三項」と、第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四中「第二十二条第二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十二条第二項若しくは第三項」とする。

二、この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

二、この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

三、この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

四、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

五、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

六、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

七、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

八、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

九、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十一、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十二、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十三、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十四、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十五、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十六、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十七、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十八、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十九、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

二十、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

二十一、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

二十二、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

二十三、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

二十四、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

二十五、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

森林開発公團法の一部を改正する法律案

森林開発公團法の一部を改正する法律案

森林開発公團法（昭和三十一年法律第八十五号）

の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「前条第一項第一号」の下に

「、第一号の二」を加え、同条第三項中「関係都府県知事」を「関係都府県知事」に改める。

第二十五条第一項中「第十八条第一項第一号」の下に「、第一号の二」を加える。

第二十七条(見出しを含む)中「県」を「都道府県」に改め、「第十八条第一項第一号」の下に「又は第一号の二」を加える。

第三十六条中「第一号及び第二号」を「第一号から第二号まで」に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「農地開発機械公団」の下に、「森林開発公団」を加える。

3 前項の規定による改正後の地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項の規定は、この法律の施行前においてされた森林開発公団と地方公共団体との契約に基づいて、当該地方公共団体が同項の寄附金等を支出する場合については、適用しない。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十年三月三十一日

参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 船田 中

山村振興法

(目的)

第一条 この法律は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情に鑑み、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に關し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び經濟的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣つてゐる山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

〔山村振興の目標〕

第三条 山村の振興は、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定による国土総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるよう考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を発達させること。

二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。

三 農業經營及び林業經營の近代化、觀光の開発、農林産物の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興

(砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることによ

り、水害、風害、雪害等の災害を防除すること。

四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることによ

り、水害、風害、雪害等の災害を防除すること。

五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を

向上させること。

〔国の施策〕

第四条 国は、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融

上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

〔地方公共団体の施策〕

第五条 地方公共団体は、第三条の目標を達成す

るため、國の施策に準じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。

〔調査〕

第六条 政府は、振興山村の指定、振興山村に係る山村振興に関する計画の承認及び振興山村に

必要な調査を行なわなければならない。

前項の調査は、予算の範囲内において、振興

の緊要度が高いと認められる山村から順次行なうものとする。

〔振興山村の指定〕

第七条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、山村振興に關する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適當である山村を振興山村として指定することができる。

2 都道府県知事と、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、農林大臣を通じて、内閣総理大臣に申請書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による振興山村の指定は、前条第一項の規定により行なう調査の結果に基づいてしなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

〔山村振興計画〕

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により振興山村の指定があつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で

振興に関する計画(以下「山村振興計画」といふ。)を作成し、農林大臣を通じて、内閣総理大臣にこれを提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された山村振興計画を承認しようとするときは、山

官 報 号 外 (号)

統いて、委員長から、国有林野の活用、行政機構の整備及び予算の確保について、三項目の附帯決議が提案され、全会一致をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、これらの三つの附帯決議に対し、政府側から、趣旨を尊重し審査する旨の発言がありましまず、漁港法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

委員長の報告は、修正議決報告でござります。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よって本案は、委員会修正どおり議決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 次に、森林開発公団法の一部を改正する法律案及び山林振興法案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三殿
副議長 重政 庸徳君

議員

市川	房枝君	山高しげり君	鹿島 俊雄君	長谷川 仁君	村山 道雄君	小酒井義勇君	中村 正雄君
林	塙君	鈴木 市藏君	柴田 栄君	西田 信一君	岡田 宗司君	村尾 重輝君	椿 繁夫君
北口	龍徳君	野知 浩之君	稻浦 鹿藏君	石井 桂君	成瀬 嘉治君	木村競八郎君	羽生 重吉君
二木	謙吾君	北條 勲八君	石井 次男君	井上 清一君	大谷廢之助君	昭和四十年四月二十八日 參議院会議録第十七号	
鬼木	勝利君	前田佳都男君	中野 文門君	劍木 亨弘君	曾林 益君		
浅井	亨君	森 八三一君	岡村文四郎君	田中 啓一君	内閣総理大臣		
鎌木	恭一君	野本 品吉君	梶原 茂嘉君	外務大臣	佐藤 栄作君		
森	むめお君	奥 奥吉郎君	斎藤 昇君	文部大臣	椎名信蔵郎君		
森	八三一君	三木與吉郎君	河野 謙三君	厚生大臣	愛知 梅一君		
野本	品吉君	和泉 覚君	増原 恵吉君	農林大臣	神田 博君		
奥	むめお君	村上 義一君	吉武 恵市君	通商産業大臣	赤城 宗徳君		
森	八三一君	三木與吉郎君	郡 祐一君	運輸大臣	松浦周太郎君		
森	八三一君	和泉 覚君	鹿島守之助君	自治大臣	吉武 恵市君		
野田	邦彦君	辻 武寿君	津島 寿一君	國務大臣	高橋 衆君		
野田	邦彦君	白木義一郎君	高橋文五郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
野田	邦彦君	佐藤 尚武君	佐藤 太三郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
太田	正孝君	木暮武太夫君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
太田	正孝君	白木義一郎君	熊谷太三郎君	國務大臣	高橋 衆君		
中上川	アキ君	森田 タマ君	森田 順造君	國務大臣	櫻内 義雄君		
中上川	アキ君	仲原 善一君	木村篤太郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
源田	寒君	源田 実君	佐藤 順造君	國務大臣	吉武 恵市君		
源田	寒君	久保 勘一君	林屋龜次郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	江藤 智君	高橋文五郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	高橋 衆君		
江藤	智君	太田 正孝君	佐藤 尚武君	國務大臣	櫻内 義雄君		
江藤	智君	太田 正孝君	木暮武太夫君	國務大臣	松浦周太郎君		
江藤	智君	太田 正孝君	白木義一郎君	國務大臣	吉武 恵市君		
江藤	智君						

要領書
一、委員会の決定の理由

本法案は、電力用炭の価格の安定及び供給の円滑化を図るため、電力用炭代金精算株式会社法を電力用炭販売株式会社法に改め、(一)名称を変更することになつた同会社に、電力用炭の販売及び購入に関する事業を行なわせること、(二)石炭の販売業者は電気事業者は、電力用炭の販売又は購入について、この会社と契約しなければならないこと、(三)通商産業大臣は電力用炭の販売価格及び購入価格を決定し、電力用炭の供給の円滑化のための必要な措置を指示すること、(四)その他、会社の取締役の増員、政府の出資の限度額の引き上げ等を主な内容とするもので、おおむね妥当な措置であると認める。

一、費用

昭和四十年度一般会計予算に、電力用炭販売株式会社出資金として五千万円を計上している。

第十五号中正誤	
ペシ	段行 誤 正
三四	一終わり 一から三 平和解決
五三	二終わり 二から三 嵌入
十六号中正誤	平和解決 輸入
ペシ 段行 誤 正	農業基本法
四から七 農業基本法	
三九	
二九	
一九	